


改訂版

人権 文化 まちづくり

豊中市 同和行政 推進プラン

平成 16 年(2004 年) 3 月 2 6 日

 豊 中 市

も く じ

序 章	推進プラン改訂にあたって	3
1.	推進プラン策定から改訂までの経過	3
2.	推進プランの性格等	4
3.	推進プランの期間	5
4.	推進プランの具体化に向けて	6
第1章	啓 発	7
1.	はじめに	7
2.	これまでの取組みと課題	8
3.	基本とする視点	9
4.	施策の具体的方向	11
5.	推進体制の整備	13
第2章	教 育	16
1.	はじめに	16
2.	これまでの取組みと課題	17
3.	基本とする視点	18
[1]	人権文化の創造をめざした教育の推進	18
[2]	人権文化のまちづくりの推進	19
[3]	人権尊重の視点に立った行政施策の推進	19
4.	施策の具体的方向	19
[1]	同和教育を発展させた人権教育の総合的推進	19
[2]	施策・推進体制のあり方	22
第3章	保 育	25
1.	はじめに	25
2.	これまでの取組みと課題	26
3.	基本とする視点	31
4.	施策の具体的方向	31
5.	人権に根ざした保育の推進体制	34

第4章	くらしづくり	36
1.	はじめに	36
2.	これまでの取組みと課題	37
3.	基本とする視点	38
4.	施策の具体的方向	39
第5章	まちづくり	42
1.	はじめに	42
2.	これまでの取組みと課題	43
3.	基本とする視点	44
4.	施策の具体的方向	44
第6章	人権まちづくりセンター	47
1.	はじめに	47
2.	これまでの取組みと課題	47
	[1]地域住民の身近な相談機関	48
	[2]生涯学習の場	48
	[3]地域住民の出会いと交流の場	48
	[4]自主活動の支援	49
3.	基本とする視点	49
4.	施策の具体的方向	50
	[1]隣保館事業	50
	[2]児童館事業	51
5.	推進体制の整備	53

序 章 推進プラン改訂にあたって

1. 推進プラン策定から改訂までの経過

本市においては、同和問題の根本的解決を図るため、国・府の同和対策審議会答申の精神に立つとともに、豊中市同和対策審議会（以下、「市同対審」という。）の答申を基本として、これまで同和行政を積極的に推進してきた。

その結果、本市の同和地区においては、道路や住宅整備等の環境改善をはじめ、生活面の改善においても相当の成果をあげてきた。しかしながら、市民社会にある差別意識は今なお根強く存在し、その解消は不十分な状況にある。

こうしたなか、市同対審から数次にわたり答申が出された。本市は、平成 10 年(1998 年)2月3日の答申「豊中市における今後の同和行政のあり方について」（以下、「前回答申」という。）をふまえ、同年8月に「豊中市同和行政基本方針」（以下、「市方針」という。）を策定し、市方針を「今後の人権行政の礎」であると位置づけるとともに、基本的認識のなかで「差別が現存するかぎり、その解決のために同和行政を推進する」ことを明らかにした。その上で、基本目標として「同和問題の解決とは累積的な差別の結果としての諸格差を解消するにとどまらず、すべての地域社会に偏見や差別というものが受け入れられない状態を作り出すことである。すなわち人権文化に根ざした社会の実現である。」とかかげた。さらに、基本視点においては、「同和問題を解決していく道すがら、同時に他の人権問題を解決していく道すじとも重なり合うという認識のもとに、あらゆる差別を解消し、すべての人権問題を解決するという視点に立って施策の推進に努める」ことを示した。

平成 11 年(1999 年)4月には、こうした状況と連動して、「人権文化のまちづくりをすすめる条例」を制定し、市全体での総合的な取組みを進めていくための法的な条件を整えた。そして、平成 12 年(2000 年)7月に同和行政を具体的に推進するための基本視点と方策などを示した「豊中市同和行政推進プラン」（以下、「推進プラン」という。）を策定した。推進プランは、市方針で標榜した基本目標の達成はもとより、「人権文化のまちづくりをすすめる条例」がめざす社会の実現のための着実な第一歩である。また、21 世紀に向けての展望を明らかにするためのものであり、これまで推進体制の再編をはじめ、その具体化に向けて取り組んできた。

そうした一方、同和問題をめぐる状況は時代や社会の変化とともに大きく変遷してきた。これまでの取組みの法的根拠であった「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「地対財特法」という。）が平成 14 年(2002 年)3月末に失効した。また、府と共同により平成 12 年(2000 年)5月に実施した「同和問題の解決に向けた実態等調査」（以下、「実態等調査」という。）や、同年 12 月に本市が実施した「人権についての市民意識調査」の調査結果が明らかになった。

本市はこうした新たな状況に対応するため、平成 13 年(2001 年)7月、市同対審に対し、「豊中市における地対財特法経過措置終了後の同和行政のあり方について」諮問し、

平成 15 年(2003 年)2 月 5 日に答申(以下、「今回答申」という。)を得た。「今回答申」では、「前回答申」で示された課題や方向性等は今日においても大きく変わるものではなく、基本的には現行の取組みを継続すべきとした上で、改めて一般施策移行の意義を明らかにするとともに、啓発、教育をはじめ各分野にわたって、「前回答申」を補強する意味での課題提起がなされた。

さらには、平成 15 年(2003 年)1 月 27 日に人権文化のまちづくりをすすめる協議会が「人権文化が創造されたまちの実現のための総合的人権施策のあり方について」を答申、平成 15 年(2003 年)3 月 12 日に豊中市立人権まちづくりセンター運営協議会から「豊中市立人権まちづくりセンターの『センター事業及び運営のあり方』について」の意見書を受けた。

こうした同和・人権行政を取り巻く環境の変化や「実態等調査」等の結果をふまえる必要性から推進プランを改訂するものである。

2 . 推進プランの性格等

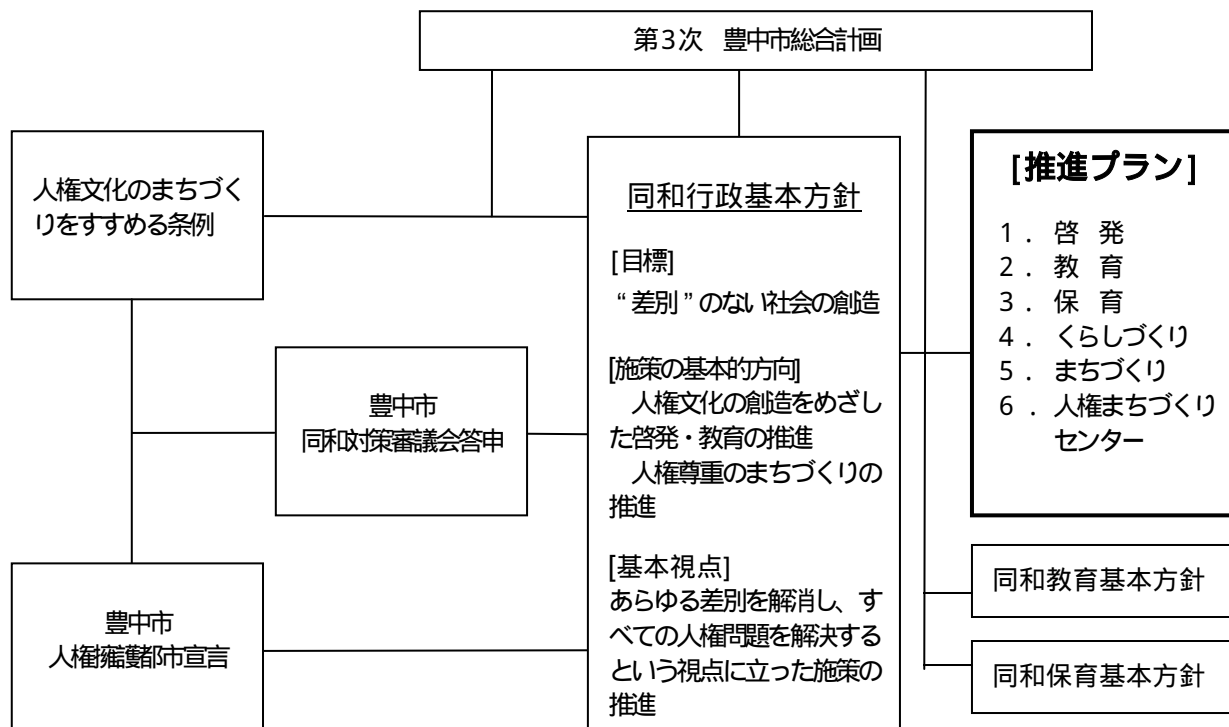
本市は平成 13 年(2001 年)1 月に、平成 32 年(2020 年)を展望したまちづくりの指針となる「第 3 次豊中市総合計画」を策定し、基本構想の「第 1 章 まちづくりの基本理念」のなかで、『社会的身分、人種、民族、性別、障害の有無などにかかわらず、市民一人ひとりの持つ魅力が活かされ、誰もが社会へ参画していくことが豊中の魅力となるような、ソフト面を重視した「まち」づくりを進めていく必要がある』ことを明らかにしている。この理念は今後の同和行政がめざしている方向と深く関連しているものである。

このように推進プランは市総合計画の重要な柱となるものであり、市方針のもと、施策の基本的方向として、「人権文化の創造をめざした啓発・教育の推進」と「人権尊重のまちづくりの推進」を両輪に据えながら、具体的な施策推進のための基本視点と方策などを示したものである。

また、これまでの格差是正を中心とした同和行政から、真に同和問題の解決に向けた施策の推進を図る同和行政へと転換していく必要性から、これまでの取組みの成果や課題をふまえた上で充実・発展させていくもの、従来の枠組みを越え新たな展開を図るものなど、分野において取組みレベルに相当な差異があり、早急に施策の具体化を図ることができる「実施計画」的な性格と、中・長期的な展望を明らかにした「基本計画」的な性格の両面を持ち合わせたものとなっている。その意味で、分野においては必要に応じ「実施計画」づくりや、具体化に向けた仕組みづくりの検討も視野に入れるものとする。

さらに、“すべての行政に人権の視点を”は「人権擁護都市」を宣言し、「人権文化のまちづくりをすすめる条例」を定める本市の基本姿勢であるが、十分にこの視点が生かされてきたのか、点検も必要である。その意味で、留意すべき事項として、人権の視点に立った総合的な評価システムの構築を視野に入れながら、本プランの推進にあたるものとする。

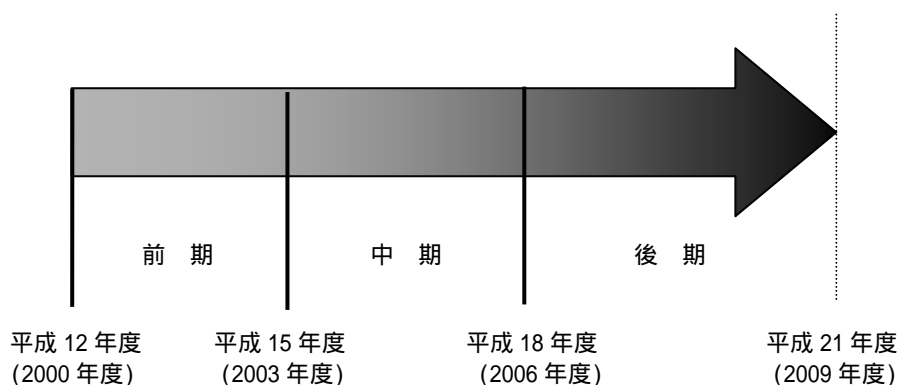
[推進プランの位置と構成]



3 . 推進プランの期間

推進プランは、目標達成期間を 10 年と定める。平成 12 年度(2000 年度)を初年度とし、平成 21 年度(2009 年度)を目標年度とする。また、平成 14 年度(2002 年度)までを前期、平成 17 年度(2005 年度)までを中期、平成 21 年度(2009 年度)までを後期と位置づける。

なお、本プランを実施していく過程において、社会経済情勢などの変化をはじめ、人権啓発・教育、人権擁護に関する国・府の動向も視野に入れながら、必要に応じ、所要の見直しを行うものとする。



4 . 推進プランの具体化に向けて

「特別措置法」時代の同和対策事業は、部落差別によって、職業選択の自由や、教育の機会均等が保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由など、多くの市民的権利を奪われてきた同和地区に居住する住民（以下、「地区住民」という。）の権利を回復するための手法の一つであった。

今後、本市の全部局においては、部落差別が今もなお解消されていないという現実立ち、施策そのものが差別解消に結びついているかどうか常に問い直すとともに、市民的権利の確立や保障という視点でとらえ直した上で総括・点検し、同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けた課題を明らかにすることが重要である。

なお、同和行政の推進体制については、これまでの間、市長を本部長にした「同和対策本部会議」を設置するとともに、同本部のもとに課題別の検討組織として、「同和問題啓発委員会」など各種の会議を設置し、その推進にあってきた。

しかしながら、同和行政が大きな転換期を迎えている今日、従来の特別対策という枠組みではなく、名実ともに総合行政として、推進体制も従来の対策型から積極型へと再編していく必要があることから、これまでの「同和対策本部会議」を政策レベルでの検討組織として継承しつつ、平成 13 年(2001 年)2 月に名称を「同和行政推進本部」に変更し、そのもとに実行レベルの検討組織として、関係課長を中心にした「同和行政推進委員会」を新たに設置した。

また、推進プランの具体化に向けて、総合的な視野に立って、それぞれの分野を横断的につなぐ視点が必要なことから「同和行政推進委員会」のもとに各分野に対応した形での部会を設置するとともに、それぞれの活動状況などを常に「同和行政推進委員会」にフィードバックさせながら、それぞれの課題を総合行政の観点から検討し、具体化を図っていくものとする。

第1章 啓 発

1. はじめに

同和問題啓発については、昭和40年(1965年)の内閣同和对策審議会答申(以下、「国答申」という。)の精神を原点として、数次にわたる「市同対審」答申をふまえ、積極的な啓発活動に取り組んできた。

平成4年(1992年)には「人権啓発基本方針」を策定し、同和問題をはじめさまざまな人権課題を解決していく取組みを深めることとした。また、総合的な観点からの人権啓発の展開の必要性と同時に、「人権・文化・まちづくり」「ともに生き、ともに学び、ともに変わる」を基調に『行政主導型』から『市民-行政協力型』啓発への転換を明らかにしてきた。さらに「同和問題と啓発の課題」の項目において、「基本的な課題」をはじめ、「啓発を必要とする背景」「啓発の課題と基本方向」についても明らかにした。

また、平成6年(1994年)12月の国連総会において決議された「人権教育のための国連10年」の考え方を受け、平成13年(2001年)9月に「豊中市人権教育・啓発基本計画」を策定した。この基本計画は「人権啓発基本方針」を補強するとともに、行政・市民・事業者がともに進める教育・啓発のあり方を示したものである。

これまで、「人権啓発基本方針」の具体化に向けて、手法の開発をはじめさまざまな工夫を重ねてきたが、現実の社会では、平成12年(2000年)に市内の青年とその家族による結婚差別事象が発覚し、引越しの際の同和地区を忌避するための問合せや、差別落書、差別文書が出現するなど、これまで営々と積み重ねてきた、人権啓発活動の取組みを根底から揺るがすような事態も生じている。さらに、予想を遥かに越えて、情報化社会から高度情報化社会へ移行するなかで、コンピューターネットワークを利用して人権侵害にかかわる情報が流布されるなど、従来とは違った形での差別扇動も多発している。

「前回答申」では、こうした現状を厳しく見つめ、部落差別そのものの本格的な解消に向けて、差別意識や、差別を許容し差別に屈服する意識の変革に向けて取り組むべきであると提言している。

また、啓発にかかわっては、「人権啓発基本方針」で示した課題や方向は極めて重要な観点であるとする一方で、「すべての市民が主体的に啓発活動に参加・参画し、人権文化のネットワークを広げていけるような施策展開となり得てきたのかどうか」との問題提起がなされた。

市は「前回答申」を受けて、「市方針」を策定したが、そのなかで、同和行政が大きな転換期を迎えていることを自覚した上で、今後の同和行政推進にあたっては、差別意識の変革などに向けた、啓発・教育を重点に据えるとともに、人権文化の創造をめざした啓発・教育の重要性を明らかにした。

したがって、これまでの同和問題啓発の成果と課題を十分ふまえた上で、さらなる啓発活動の充実・発展をめざして、ここに基本テーマと具体的方向を示すものである。

2. これまでの取組みと課題

これまでの啓発活動は、差別や人権侵害の実態を明らかにするとともに、人と人との出会いや交流を生み、そこから人権にかかわるさまざまな活動への扉を開いてきた。また、人権まちづくりセンターを中心に子どもたちの育成という大きな目標のもとに取り組んできた、「児童館活動」に代表されるような子どもの活動が同和地区周辺に居住する住民（以下、「周辺住民」という。）の子どもたちも含めた交流活動として日常化し、さらに保護者や地域の関係団体も含め、差別や人権問題を考える仲間づくりとして定着してきたことなど、多くの成果を生み出してきた。しかし、その一方で、こうした長年にわたる取組みにもかかわらず、啓発そのものの意義について、広く市民社会に浸透してきたとはいえない状況にある。

今日、差別や人権侵害は、“良くないことであり”“理不尽なことである”という理解や認識については、ほとんどの市民が持ちあわせており、同時に、「自分は差別はしない」と思っている人が大多数を占めていると思われる。しかし、実際のくらしのなかで、結婚や交際など具体的状況に置かれると「差別する可能性」を持ち、「結局差別してしまう」というさまざまな事例も明らかになっている。

平成12年(2000年)12月に実施した「人権についての市民意識調査」の結果においては、差別を肯定する意識を身につけてしまった場合、人権意識を高めるような学習経験や人権問題の学習が一定の効果をもたらしても、身についた差別意識を払拭するには不十分であることが明らかになった。そして、人間関係の上で日ごろから孤立していない人ほど、また、自己開示ができていない人ほど、さまざまな人権課題を認識し、差別を否定する傾向が強く、差別的言動に対してははっきりと反応する傾向があることがわかった。この他、自尊感情の高い人ほど人権侵害に対して積極的に対処行動をとる傾向があることなどが明らかとなった。

人権問題は抽象的な問題ではなく、市民のくらしにかかわる具体的な差別や人権侵害として存在している問題である。その意味で、啓発活動は、差別や人権侵害の現実を見据えるとともに、その解決に向けた取組みと一体的に進めていくことが重要である。このことについては、すでに「人権啓発基本方針」のなかでも「施策・対策と啓発の一体的推進」ということを提起してきたところであるが、あらためてこの意義の重要性について確認しておく必要がある。

この観点を打ち出してきた背景には、これまでの同和問題啓発の取組みの積み重ねがあり、特に人権まちづくりセンターを中心に進めてきた周辺啓発活動において、具体的な差別や人権侵害に対して、被害を受けた方への対応はもとより、背景や原因に迫るための真摯な議論が、子育てなどをめぐる日常的な人と人のつながりのなかで展開され、そうした輪が着実にひろがってきたことがあげられる。しかしながら、一方ではこうした活動に対して、無理解であったり、否定的な意見や行動が見受けられたりするのも現実である。

したがって、今後とも地域の交流活動を中心にした同和問題啓発の充実・深化を図ると

ともに、さらに発展させていく必要がある。

そして、こうした活動を市全体としての取組みにひろげていく必要があるが、これまで人権尊重の精神に根ざした活動に取り組んでいる人びとが、市民に向けて差別の現実をはじめさまざまな情報を発信し、さらには活動への参加を呼びかけても、必ずしも自身の問題とは受け止められず、積極的な行動につながらない面も多く見られる。むしろ、発信すればするほど、「もう十分わかっている」「またか…」など、活動そのものに対して距離を置くという実態も見受けられる。

このことについては、「人権啓発基本方針」においても「日常生活と同和問題の距離」のなかで、「部落差別の現実に学ぶ」ことの大切さや意義を明らかにするとともに、「同和問題を同和地区内、地区住民の問題だけとして限定的にとらえると、同和地区以外の人びとには他人ごととなってしまふ。それでは一時的な同情や憐憫をもたらしたとしても、市民自身の課題にはならない。このことは啓発や教育の内容にかかわる基本的な問題である。」と提起してきた。しかしながら、前述のとおり今なおその「距離」を縮めるには至っていない。

今後、こうした「距離」を生み出す要因や背景ともいえる、人びとが持つ差別や人権問題に対する理解や認識、日常生活上の価値観がどのように生みだされるのかという課題について、十分見極めた上での啓発活動に取り組んでいかなければならない。

その意味で、まず「前回答申」でも提起のあった、「なぜ一部の部落が“被差別部落として差別されるようになり、今日まで差別が温存されているのかという部落差別の歴史的過程と仕組みを明らかにする必要がある」ことについて追究していかなければならない。また、こうした歴史的過程を経て今日まで受け継がれ、くらしのなかに当たり前のこととしてある、ものの見方や考え方などについて、あらためて人権尊重の視点に立って問い直していく必要がある。さらには、時代や社会の変化のなかで、新たな差別事象が生み出される背景に、そうしたことがどのように関連しているのかなどについても明らかにしていかなければならない。

したがって、今後の同和問題啓発については、こうした課題に対応していくとともに、これまでの取組みによる成果、とりわけ「差別や人権問題を考える仲間づくり」で築いてきたネットワークを軸に、その輪を「人権尊重のまちづくり」につなげていくという目標を掲げた上で、すべての市民が主体的に啓発活動に参加・参画し、人権文化のネットワークを広げていけるような施策展開を図るために、『一人ひとりが主人公。相互に認めあい、人権文化を育むステージをつくろう』を基本テーマとして設定する。

3. 基本とする視点

これまでの啓発活動で、差別がなくならないのはなぜか。あらためて差別とは一体何なのか、その本質に迫るため、市内で発生した差別の実態を公開し、市民と共有化を図ったうえで、差別事象の分析とその結果から明らかになった差別の背景を教育、啓発活動に生

かす取組みが重要である。そして、こうした取組みが市民との協働により支えられていく必要がある。

その際、同和問題の解決という枠組みだけではなく、あらゆる人権課題の解決といった、総合的な視点が不可欠である。そして、被差別当事者が置かれている状況の把握はもとより、当事者自身の意見を大切にすることが基本である。それとともに、同和問題をはじめとする人権課題の解決に向け、市民も含めた総合的な論議を進めなければならない。また、NPOなどの市民グループとの協働や連携は、今後ますます重要な意味をもつことから、所管部局との関連性についても、あわせて留意しておく必要がある。

また、そうした論議を生み出すために、人と人の出会いや多様な価値観との出会いの場をつくることが重要である。そうした場で論議や交流を深めるとともに、人と人との関係づくりと、そのプロセスを通して見えてくることを、一人ひとりが大切にしていかなければならない。そして、こうした営みを非日常的な場だけではなく、日常的な活動に展開していくことが、人権文化の創造につながるものであると考える。

その意味で、人権まちづくりセンターを中心に地域で展開している「差別や人権問題を考える仲間づくり」の実践は、一つの方向性を示唆しているものであり、今後ますます充実・発展が求められるとともに、とよなか国際交流センター、障害福祉センターひまわり、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷなどを拠点に展開されている、人権尊重の精神に根ざした市民活動の輪を市内の各地域にひろがりのあるものとして定着させる必要がある。そして、こうした活動そのものが、『人間のまち・とよなか』をめざす「市生涯学習推進プラン」の目標や方向とも重なりあうものであることを確認しておかなければならない。したがって、市民にこうした活動への主体的かつ継続的な参加・参画を進めるために、人権にかかわるさまざまな情報の公開をはじめ、双方向での議論の場の保障や「体験的参加型学習」など多様な啓発スタイルの開発・導入にも取り組んでいく必要がある。

さらに、市内の地域によって市民が抱えている課題や意識状況にも違いがあり、そうした点も考慮し、従来の画一的な枠組みにとらわれず、それぞれの地域状況をふまえた取組みも進めていく必要がある。とりわけ豊中・蛭池両人権まちづくりセンター、とよなか国際交流センター、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷをはじめ、市内各地にある公民館、図書館、小・中学校、幼稚園、保育所、老人福祉センターなど、さまざまな公共施設においては、本来の目的や役割を担いつつ、地域における市民の生活課題も十分にふまえた上で、人権情報の発信・受信をはじめ、市民活動の機会づくりとして、場の提供はもとより人と人の出会いや交流を生み出すためのコーディネーター的役割を果たすなどの創意工夫を凝らした取組みを進める必要がある。そして、そのための推進体制及び職員研修の充実なども含め条件整備を図る必要がある。以上の基本的視点に立つとともに、具体的な推進にあたっては、日常的な取組み等を明らかにしていく視点と、将来に向けた取組みを見通す視点が重要である。

4 . 施策の具体的方向

同和問題啓発の充実・深化とさらなる発展

同和問題啓発を進めていく上での基本方向については、すでに「人権啓発基本方針」において重要な柱（下記のとおり）を示すとともに、「豊中市人権教育・啓発基本計画」の行動計画に基づき、その推進に向けて取り組んできた。今後も、同方針と同基本計画に沿って具体的な施策の推進に努めていく必要があるが、これまでの取組みの成果と課題を十分見極めた上での点検も行いながら、さらに充実・発展させていく必要がある。

[啓発の柱]

(1) 啓発情報と提供の方法

実態をふまえた啓発情報の提供 / 自己表現 = 問題提起型の啓発 / 市民運動との連携

(2) 同和地区内外の文化活動との交流

(3) 同和地区内外の交流・周辺啓発

(4) 教育（保育）行政と市民啓発

学校教育（保育）連携型啓発 / 社会教育活動と啓発

(5) 企業啓発

(6) 部落差別につながる身元調査をなくす

意識調査の実施

差別や人権という言葉や概念については、さまざまなとらえ方が存在している。また、そうしたとらえ方が、日常生活のなかでの意識や行動にも密接につながっているものと考えられる。そこで、そうした意識状況などを把握し、啓発活動に生かす。その際、平成12年(2000年)に実施した「実態等調査」や「人権についての市民意識調査」など、従来行われてきた意識調査結果の活用とともに、周辺住民の意識調査など、これまでほとんど実施されなかった調査や、差別の原因や人権文化を紡いでいける要因とは何かといった調査を検討・実施する必要がある。また、調査結果の分析などにあたっては、これまで対象として重点を置いてこなかった「無反応」「無回答」「分からない」「どちらとも言えない」とした回答に対しても、詳細な分析と考察を行う必要がある。

なお、意識調査の実施については、定期的な実施についても、あわせて検討する。

市民と協働による『(仮称)人権白書』づくり

豊中において、部落差別をはじめ人権侵害がどのように存在しているのか、また被差別当事者が置かれている現状などについて明らかにしていく必要があるため、平成14年(2002年)5月に人権文化部内に(仮称)人権白書作成準備委員会を設置し、(仮称)人権白書のイメージや具体的内容、策定に向けた進め方等について検討を進めてきた。

さらに、平成15年(2003年)5月には、市の全部局で構成する(仮称)人権白書作成委

員会を設置するとともに、同委員会のもとに7つの実務担当者部会を設置した。今後は同部会を中心に策定にむけた取組みを進める。

なお、(仮称)人権白書の内容については、(1)「課題・領域別」に人権侵害の現状(フィクション)、(2)当事者をはじめ、支援者や相談窓口担当者から聴取した人権侵害に関する問題点。(3)人権侵害の解決事例と最善策。(4)現行施策・制度との対応。(5)課題。(6)今後の展望・方向。などを盛り込む予定にしている。

また、こうした営みは行政だけでは実施できるものではなく、人権尊重の精神に根ざしたさまざまな市民活動に取り組んでいる人びととの協働により白書づくりに取り組んでいく必要がある。

「媒体・発信プロジェクト」の検討

啓発活動は人と人の関係のなかで、より豊かな営みとして高められていくことについては、人権まちづくりセンターを中心にした「差別や人権問題を考える仲間づくり」の実践でも明らかである。今後、そうした活動の輪をひろげていくために、人と人の交流はもとより、活動内容など、さまざまな情報を広く市民に発信していく必要がある。そのため、媒体や発信のあり方について検討していく。

また、推進プランの各個別項目の現況を明らかにするため、定期、不定期にブックレットやリーフレットなどを発行したり、より具体的に発信できる情報をイベントにしたりして、推進プランを充実、強化していく。

平成14年度(2002年度)から市のホームページ上に「人権」のホームページを公開しているが、さらに内容を充実させるとともに能動的な情報提供を継続していく。

その際、単に情報発信のみに留めるのではなく、インターネット技術を用いて行政、関係団体、市民が双方向の対話の手段としての活用や、人権情報のデータベース化など、「人権情報システムの構築」を進める。

「人権啓発市民ネットワーク会議(仮称)」の創設

さまざまな分野で啓発活動や人権尊重の視点に立った日常活動に取り組んでいる人たちが構成する会議の開催を働きかける。

それぞれの活動状況について情報交換と共有化を進めるとともに、領域を越えた横断的な啓発活動や連携した啓発活動の機会づくりなどにより、互いの活動の幅を広げ、限界を越えた取組みが可能となる。

さらに、市民・事業者・NPO等相互の情報交流拠点を設定し、個人や各団体が主催するイベント、情報交換、行政・民間主催の啓発事業の協力、支援体制をつくる。これらの交流誌を発行し、縦横の柔らかな連携を果たす。領域を越えた市民ネットワークが、日常気付かない素朴な視点に気付かせ、今後の啓発の幅を広げる。

人権尊重の精神に根ざした市民活動への支援の充実

地域における市民の自主的な活動に対して、人権にかかわるさまざまな情報提供をはじめ

め、日ごろの実践交流や発表などの場の提供として、公共施設の有効活用などについて検討を行う。

また、豊中・蛍池両人権まちづくりセンター、とよなか国際交流センター、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ、障害福祉センターひまわりや、市内各地にある公民館、図書館、小・中学校、幼稚園、保育所、老人福祉センターなど、さまざまな公共施設が市民活動の交流の拠点となる必要がある。

さらに、平成15年(2003年)12月に公布された「豊中市市民公益活動推進条例」により、自主的、継続的な市民の公益活動に対して支援が可能となったことから、本制度の周知に努める。

5 . 推進体制の整備

市の推進体制

本市では、部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権の確立をめざし、施策の推進に努めてきたところである。同和行政の推進体制においては、「前回答申」をふまえ、平成13年(2001年)2月に「同和对策本部会議」を、「同和行政推進本部会議」に名称変更し、同本部のもとに「同和行政推進委員会」を設置するなど、推進体制における設置規定を改正した。

同和問題啓発にかかわっては、これまでの「同和問題啓発委員会」から「同和行政推進委員会啓発・研修部会」に改め、啓発のあり方や手法などについて検討を重ねるとともに、広報誌などを活用した啓発をはじめさまざまな啓発事業に取り組んできた。また、人権まちづくりセンターなど公共施設においても、施設の特徴を生かした啓発活動に取り組んできた。

さらに、「人権啓発基本方針」の具体化をめざして、同和問題をはじめ各人権領域におけるセクションの参画のもとに人権啓発推進会議を設置し、情報の共有化と啓発手法の開発などに取り組んできた。

今後は、これまでの取組みを十分検証し、成果や課題を明らかにした上で、本プランの具体化に向けて総合的な取組みを進めていく。

職員研修の充実

同和行政の推進に必要な職員の資質向上を図るため、昭和45年(1970年)から同和問題研修を実施してきた。しかし、同和問題をめぐる状況は時代とともに変化【法的措置の変遷をはじめ国、府の取組みの推移、部落差別の変遷(地名総鑑事件、差別身元調査事件、インターネットを使った差別事象...部落差別がなくなっていないという現実と、より陰湿化している傾向)など】するなかで、そういった状況を的確に把握し、実態の共有化を図る必要性があった。さらに、同和問題だけではなく、さまざまな人権課題が顕在化してきたことから、他の差別や人権侵害がどのように生み出されるのか、また、それらがどのよ

うに関連しているのかを見極める必要があった。

このことから、研修内容も、世界人権宣言や豊中市人権擁護都市宣言、人権文化のまちづくりをすすめる条例などの意義をふまえてテーマを設定するなど、さまざまな人権課題も視野に入れた内容へと変遷してきた。

本研修の基本は、単に知識レベルの伝達だけではなく、それぞれの日常業務とのかかわりのなかで、すべての市民の人権を大切にすることを、職員がいかに具現化することができるか、そのことを職場という単位で、職員自身が問い直し、考える機会であった。

したがって、同和問題の解決に資するという本研修の意義や役割を継承しつつ、さらに発展させ、職員が市政のあらゆる施策に人権尊重の視点を生かすとともに、人権文化のまちづくりを進める施策の推進や、職員の人権資質の向上を図ることを目的に、「職場における人権研修を推進する要領」を平成13年(2001年)6月に定め、「人権研修」として新たにスタートした。

なお、研修内容などにかかわる具体的な検討項目としては、より職員の参加・参画を促すために、進行役など、リーダー的役割を担える職員の養成、資料・教材の開発、異なる部局間の交流研修の実施、差別・人権問題についての研究など、自主的活動への支援の検討、さらには、「人権文化に基づく市民対応とは」などさまざまなテーマに対して、ワークショップや参加型研修の取組みにより、より発展的、創造的な研修をめざす必要がある。

市民団体などとの連携

本市には、あらゆる差別の解消を図り、一人ひとりの市民の人権が尊重されたまちの実現をめざして、さまざまな活動に取り組んでいる個人や、「豊中市人権教育推進委員協議会」、「とよなか人権文化まちづくり協会」、「豊中企業人権啓発推進員協議会」、「豊中市人権教育研究協議会」など、積極的に自主活動に取り組んでいる団体も数多い。こうした活動に対して、今後もより一層の連携と支援を図り、活動の輪がひろがり、深まることで、人権文化の創造に努める。

また、各部局が深くかかわる各種市民団体とも連携を深め、人権教育・人権啓発の推進を図るよう働きかけるとともに、積極的な支援に努めていく。

市域を越えた人権啓発ネットワークづくり

市民にとっての、生活圏は決して豊中市域だけにとどまらず、仕事や学校など、広域に及んでいる。また、人と人の交流については、市域を遥かに越えたものがある。

これまで、同和行政を推進する上で、府をはじめ府内各市町村と、さまざまな面で連携を図ってきた。しかし、啓発活動の面からみると、必ずしも十分なネットワークとはなり得ていない。そこで、まず近隣の市町との人権啓発のネットワークづくりについて、検討を進めていく。

施策等の実施スケジュール（啓発）

事業項目	策定時	前期	中期	後期
		(平成12～14年度) (2000～2002年度)	(平成15～18年度) (2003～2006年度)	(平成19～21年度) (2007～2009年度)
同和問題啓発の充実・深化とさらなる発展		[実施済み]		
意識調査の実施		[実施済み]	[実施予定]	
「(仮称)人権白書」づくり		[実施済み]	[実施予定]	[改訂前の実施時期]
「媒体・発信プロジェクト」		[実施予定]		
人権情報システム		[実施済み]	[実施予定]	
人権啓発市民ネットワーク会議(仮称)		[実施予定]		
人権尊重の精神に根ざした市民活動への支援の充実		[実施済み]		
推進体制の整備		[実施済み]		
市職員研修の充実		[実施済み]		
市民団体等との連携		[実施済み]		
市域を越えた人権啓発ネットワーク			[実施予定]	[実施予定]

□ … 改訂前の実施時期

■ … 実施予定

■ … 実施済み

□ … 予定変更

第2章 教育

1. はじめに

教育基本法は、日本国憲法の精神に則り、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」と明示した。

以来、半世紀余を経た今日まで、その時々々の要請に応えるため教育行政施策の取組みを進めてきた。その結果、機会均等を基軸にした教育制度の確立など、さまざまな成果を形づくってきたが、人権課題にかかわる事柄については、平成6年(1994年)、人権文化の構築を目的として採択された、「人権教育のための国連10年」の取組みと照らし合わせてみても、まだまだ遅れている状況があるというのも事実である。社会の仕組みに巧妙に組み込まれている、差別的構造や意識のなかで、人は、性別、国籍、障害の有無、社会的身分、門地、そして思想・信条などによって、お互いの関係を一方的に閉ざしていくことがある。こうして起こり得る差別は「生きようとする力」「人とつながろうとする力」を奪い、そのことは、基本的人権の侵害にかかわる深刻かつ重大な問題を引き起こす。

とりわけ同和問題について、「国答申」は「恥ずべき社会悪である」、「その解決は国の責務であると同時に国民的課題である」と規定した。この「国答申」を受け、同和教育の推進においても法的措置がなされ、教育を受ける権利、教育の機会均等の保障については一定の成果がみられた。しかしながら「個人の尊厳を重んじ、合理的精神を尊重する教育活動が積極的に、全国的に展開されねばならない」と提起されたことについては、今日においても重要な課題である。

また、時代の経過とともに、核家族化・少子化・高齢化・国際化・高度情報化など、社会状況の大きな変化にともない、子育てへの支援や情報教育の充実、生涯学習へのニーズが増しているなか、いじめや不登校の問題など、教育を取り巻く状況は厳しくなっている。

このような厳しい状況をふまえ、第十五期中央教育審議会答申を受け、学習指導要領には、自ら課題を見つけ・自ら学び・考え・よりよく解決しようという「生きる力」を育むことを教育のあり方の基本として打ち出した。一人ひとりの違いを認め合い、共に生きる視点をふまえ、教育を進めていくことが大切といえるが、このことは、仲間とのつながりのなかで差別をなくしていこうとする力の育みをめざした同和教育の継承と新たな展開につながるものといえる。

本プランは、「市方針」に示された「同和行政とは、同和問題の解決に向けた総合的な行政である。そして、同和問題の解決とは、累積的な差別の結果としての諸格差を解消するにとどまらず、すべての地域社会に偏見や差別というものが受け入れられない状態をつくりだすことである。すなわち、人権文化に根ざした社会の実現である」との基本目標に基づき、今後の人権教育行政の基本的な考え方並びに具体的な施策の方向性を示すものである。

2. これまでの取組みと課題

本市ではこれまで、昭和46年(1971年)策定の市同和教育基本方針に基づき、人権教育行政を推進してきた。

この基本方針の前文では、「同和問題の解決を教育の基本課題として位置づけ、同和教育を推進することによって、いかなる差別の存在もゆるさず、人権尊重の精神に徹した民主的な人間の育成を期する」と明記している。

以来、この基本方針を堅持し、教育諸条件の整備とともに、関係機関・団体との連携を大切にしつつ、同和問題から他の人権問題へと、取組みを広げながら、着実な歩みを続けてきた。この間、障害児教育基本方針、在日外国人教育基本方針、同和保育基本方針を相次いで策定するとともに、平成14年(2002年)6月には、豊中市人権教育基本方針を策定し、教育行政における人権教育を推進するための基本的な考え方を明らかにした。すべての市立幼稚園、小・中学校において、人権教育推進計画を作成し、組織的・計画的に取組みを進めてきた。

さらに、同和地区を有する学校においては、差別的事象を教育課題としてとらえ、部落問題学習を軸として、教育内容や方法に工夫を重ねてきた。差別と向き合っている方からの「聞きとり」をはじめとする出会いを大切にしたい取組みや、お互いの悩みや課題を出し合い、仲間とのつながりを大切に、さまざまな表現活動につなげていく取組みなど、子どもの生活課題と結びついた児童生徒の主体的な学習として成果をあげてきた。同和地区を有しない学校においても、総合的な学習の時間等において人権を基盤にした取組みや実践報告が増えてきている。また、学力向上の課題に向けては、チームティーチング・分割授業・少人数指導などの指導方法の工夫や基礎学力定着のための教材作成などを進め、教育内容や方法の研究について一定の成果をおさめてきた。

市民の自主的活動としては、市民組織である人権教育推進委員協議会の活動があり、その活動は人権擁護都市宣言に結実し、さらには「人権文化のまちづくりをすすめる条例」の制定にも寄与してきた経過がある。

一方、厳しい現状や課題について、「今回答申」で次のとおり提起している。子どもをめぐる現状については、「『世の中に差別がある。差別はいけない。』ということを繰り返し『正解』とし注入するのみで、『どうして差別があるのか、どうしたらよいか』を児童・生徒自身に考えさせ、主体的・能動的に学ばせるということが弱く、単調な『考えさせない学習』に終わる場合も少なくなかった」との根本的な問題提起がなされた。また「経済的・文化的低位性が一面的強調される場合には、『貧しいから差別される』という誤解を生んだり、『同情融和』の心情を生むにとどまったり、さらには『重い、暗い』そのような問題に対する忌避的態度を生じさせたりするということは、かなり早くから認識され、その克服も図られたが、十分であったとは言えない。」等の指摘がなされた。

昭和46年(1971年)に市同和教育基本方針を策定したが、本来「差別をなくす」ために進める人権・同和教育を学校・地域などのあらゆる場・機会をとらえて取り組むものと

いう理念がまだ実現し得ていないとの認識に立たざるを得ない。

よって、教育行政の責務として、「市方針」に明記されている、「差別が現存するかぎり、その解決のために同和行政を推進する」を基本認識とし、これまでの同和教育の取組みが、人権教育の先駆的役割を果たしてきたという事実をふまえ、新たな展開を進めていくことが大切である。

[教育をめぐる社会情勢の変化への対応]

急速に進んできている核家族化・少子化・高齢化・国際化・高度情報化など、大きな社会情勢の変化は、子どもの人間関係や自主性の育成などにさまざまな影響を与えている。障害のある子への蔑視や攻撃的言動、差別のことを考える仲間づくりにがんばる子への中傷、さらに、「ムカつく」「キレル」といった相手との関係を閉ざす言動など、子どもの内面が不安感で蝕まれている厳しい状況がある。そして社会問題として報道される、いじめや不登校、非行の問題など、子どもたちの現状の厳しさは、今日の教育のあり様として問われている。これからの同和教育をはじめとする人権教育は、これら社会情勢の変化を十分ふまえ、取組みを進めていくことが必要である。

現代社会における核家族化や急速な少子化の進行は、保護者にとっても子育ての孤立化につながり、このことは家庭や地域の教育力の低下にもつながっている。また、同和地区を忌避する意識をはじめ、中傷する差別落書きや同和地区を問い合せる行為などが発生している現実から、地対財特法の期限が切れた今日もなお差別的な意識や社会のなかで子どもたちが生活していることがわかる。これらの危惧すべき社会情勢からの影響に対応するために、人権の視点を大切にした、地域の子育ち・子育ての情報・相談ネットワークの形成が急務となっている。

子どもを取り巻く身近な状況の急速な変化が、生涯学習の基礎を培う大切な時期である義務教育段階までに、人権感覚を身につけ、仲間とのつながりのなかで自分自身を大切にすることについても深刻な問題を投げかけている。子どもの感性を育む営みとして、子どもの生活体験を中心とした原体験を重視し、学習のねらいを明確にした学習方法の工夫・改善が必要である。

3 . 基本とする視点

[1] 人権文化の創造をめざした教育の推進

日常のくらしのなかで、当たり前としてきた考え方や価値観を人権尊重の視点からあらためて点検し、互いの違いを認め合いながら共に生きる共生の視点に立ち、すべての子どもの「生きる力」を育むことが必要である。学校においてはすべての教育課程のなかで、学習方法の工夫・改善を含め、人権を基盤に据えた教育のあり方を総合的に推進する。そ

の際、子どもや学校・地域の実態をふまえ、就学前教育と義務教育及び義務教育後を視野に含め、同和問題を軸にさまざまな人権問題と関連した学習展開の開発に努める。

[2] 人権文化のまちづくりの推進

人権文化の創造をめざした教育の推進に向けては、学校・家庭・地域が連携して取り組みを進めていくことが必要である。同和問題をはじめさまざまな人権問題の解決にあたり、これまで同和地区を有する学校をはじめとして、学校と地域の交流など取り組みが進められてきた。今後、豊中・蛍池両人権まちづくりセンター、とよなか国際交流センター、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷをはじめ、市内各地にある公民館、図書館、小・中学校、幼稚園、保育所、老人福祉センターなど、さまざまな公共施設からの人権情報や取り組みの発信を整備・充実することなどにより人権を視点に据えた地域のネットワークづくりを図る。このことは、平成11年(1999年)4月に制定された、「人権文化のまちづくりをすすめる条例」の意義をふまえ、取り組みを進めていくことでもある。

[3] 人権尊重の視点に立った行政施策の推進

差別や人権侵害とはどういうことなのか、また市民一人ひとりの人権が大切にされる社会を作っていくにはどうすればよいかを具体的に考え合うことを視点に、市民に対し機会づくりや場づくりを提供し、活動のネットワーク化をはじめさまざまな施策の充実を図ることが大切である。行政として、差別が現存する限り、取り組みを進めていくとともに、既存の施策を人権尊重の視点に立ち、検討・工夫を進めていくことが必要である。

以上の留意すべき諸点とその対応にあたっては、地域単位、中学校区単位の取り組みが重要であることはいうまでもないが、その取り組みへの支援は、行政の総合計画などにおける位置づけを欠かすことができない。よって、第3次豊中市総合計画、子ども総合計画、生涯学習推進プランなどの具体的推進施策との整合を図っていくことが求められる。

4 . 施策の具体的方向

[1] 同和教育を発展させた人権教育の総合的推進

(1) 学校教育

学力向上の取り組み

これまで、同和地区の児童生徒をはじめとした、学力の課題を克服するため個別指導など、さまざまな教育の創造に努めてきた。その結果、一定の成果を上げてきてはいるが、「基礎・基本の徹底」「課題解決に向け自らが取り組もうとする学習意欲」「自学自習の習慣」など、十分に定着しているとはいえない現状にある。子どもの未来に対し、進路の決定にあたり、多様な進路選択を可能にする学力の向上をめざし、一人ひとりの個性を尊重

し自己実現を支援できうる、人権尊重の視点にたった教育の改革を進めなければならない。また、学力向上のためには、学校における学習とともに、家庭における自学自習の意欲や習慣を育むことが大切である。

具体的取組みとして、まず必要なことは子どもの学力をはじめ、生活などの実態を的確に把握することである。一人ひとりの子どもにとって、適切な学力向上のあり方を探求するためにも、学習の理解度調査(例)をはじめとした調査などを適正に実施し、学力向上の具体的方法・内容を検討していくことが必要である。

次に、的確な状況把握をふまえ、子どもの学習理解度やニーズに応じ、多様な学習方法の工夫を図らねばならない。児童生徒自らが、学習目標や学習計画を設定し、自学自習の習慣が身につけられるような学習指導が必要である。具体的には、多様な学習形態(チームティーチング、学級・学年分割授業、少人数指導、講座制・コース選択制など)を取り入れ、つながりのある集団を大切にしつつ、個に応じた指導を取り入れることが大切である。また、子どもの主体的な学習意欲を育むためにも、子どもの感性に響く学習の創造を図ることが重要である。さらにこのことは、学校における取組みだけでなく、家庭・地域における学習環境づくりに努め、家庭・地域の教育力の向上への支援をふまえ、総合的な取組みを進めることが必要である。

平成14年(2002年)から実施された学習指導要領においても、そのような視点に基づき取組みが求められており、各学校・園における研究や具体的な実践に対し、支援できる施策を工夫していくことが大切である。

同和・人権教育の積極的推進

これまで、同和教育をはじめとする人権教育について、子どもや地域の状況をふまえ、さまざまな取組みが進められてきたが、現在なお多くの課題が残されている。「前回答申」の提起をふまえ、平成11年(1999年)に、豊中市同和教育推進委員会の「同和・人権プロジェクト」から、これまでの取組みの検証と今後のあり方などについて、参考となるプログラムがカリキュラム例とともに報告された。そのなかで、今後の同和・人権教育のあり方として、「人権という普遍的文化」を創造するという視点から「学年間・学校間・就学前教育との結合：0歳から15歳まで保幼小中学校の一貫した取組み」「多様な人権課題の関連」などをふまえたカリキュラムが必要だとしている。その際、『子どもの現実、集団の課題から出発すること』『子どもの主体性を育む体験学習や選択学習など、創意工夫をこらした教材・学習方法の工夫』が必要であると強調されているが、まさに的を射ている。このことについて、例えば「体験的な学習」の推進において、単に子どもに体験をさせればよいということではなく、人権尊重の視点を基盤に据えた、子どもの主体的行動力を育む取組みに留意することが大切である。また、それらの取組みは、就学前教育を含めたつながりのなかで進めていくことが重要であり、その視点に立った、研修・実践の研究が求められる。

今後、同和・人権プロジェクトが作成された資料「つながりを求めて～21世紀を展望した同和・人権教育～」などを参考に、各校園で子どもや地域の実態に即した人権教育力

リキュラムを作成するとともに、取組みの交流を進め改善と工夫に努めることが大切であるが、そのためにも、市内はもとより府内・全国の同和・人権教育の実践を集約し、新しい教材・資料の作成や指導方法の研究を進めている豊中市人権教育研究協議会と連携し、取組みを進めていくことが大切である。また、人権教育推進モデル校区を指定し、先進的に人権を視点に据えた取組みを進めている学校や校区をより支援し、さらに情報の発信に努めることにより、市全体の人権教育を推進する。

学校・家庭・地域の連携

子どもは、学校・家庭・地域そして社会のなかで成長していく。ときには偏見や差別意識・情報に満ちたところで生活を営む場合もある。それゆえ、学校での教育を進めていく際、子どもの生活の場である、家庭・地域と連携し、人権の視点に立ったネットワークとして、営みを進めていくことが大切である。

具体的な展開としては、人権課題について取組みを進められている人の聞きとりをはじめとした地域の人びとからの学習(ゲストティーチャーなど)や地域体験学習(職業体験・自然体験など)の推進、地域による学校施設の有効活用と中学校区を単位とした「すこやかネット」など、具体的活動を通じて、豊中・蛍池両人権まちづくりセンター、とよなか国際交流センター、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷをはじめ、市内各地にある公民館、図書館、小・中学校、幼稚園、保育所、老人福祉センターなど、地域で人権尊重の精神に根ざした活動を展開している機関・団体と連携して取組みを進めていくことが重要である。

その際、「総合的教育力活性化事業(地域教育協議会-すこやかネット)」「地域体験学習事業(HOLA・CUL)」などの施策を有効活用していくとともに、積極的に支援施策として展開していくことが大切である。このことは開かれた学校づくりを推進し、学校の活性化につながるとともに、地域の教育ネットワークづくりの推進につながることもある。

(2) 生涯学習

市民一人ひとりが、変化の著しい社会環境のなかで、自ら進み、自分に適した方法で、どこでも学習活動が展開できるよう、生涯学習施設を主たる活動の場として、機会や場の提供を行政として図る必要がある。その施策の実施にあたり、同和問題をはじめとする人権問題は、すべての学習の根幹をなす課題である。

公民館・図書館などの社会教育施設では、同和問題を中心としたさまざまな差別の実態に目を向け、身近な問題としてとらえることができるよう、人権学習講座・講演会・グループリーダー研修会などの取組みを進めてきた。また、パネル展や講演会などと結びつけ、差別や人権問題にかかわる資料の利用促進を図ってきた。

同和地区を対象としては、人権まちづくりセンター事業と連携し、地区住民及び周辺住民(以下「地域住民」という。)の生涯学習の場として、子ども・青年・女性・高齢者など各層を対象に、さまざまな講座・講習・教室が進められてきた。地域住民の要望を大切

に進められてきたこれらの事業は、自らの生活を見つめ直す機会となり、自立意識の向上につながっていった。とりわけ児童サークル活動では、学習や表現活動を通じ、差別や人権問題を考える仲間づくりとして、地域住民の子ども同士の取組みが進められてきた。また、識字教室においては、文字の読み書きにとどまらず、自分の思いを表現することの喜びにつながり、生き方をも変える取組みとなっている。これらの成果をふまえ、今後の施策のあり方について検討・工夫していくことが必要である。

一方、このような取組みにもかかわらず、差別や人権侵害について、多数の市民は「良くない。理不尽」という認識を持ち合わせていると思われるが、結婚・就職・交際など、日常のくらしのなかでの具体的状況になると、数多くの差別が事例として見られる。そのような厳しい状況のなか、さまざまな人権課題にかかわる学習が、市民が自ら進んで、自分の生活課題に即したものとして提供されているか、市民主導の参加・参画型の活動として展開されているか、など生涯学習における課題克服に向け、平成10年(1998年)「豊中市生涯学習推進プラン」を策定した。

同プランは「共に生き、共に学び、共に変わる～人間のまち・とよなか～をめざす」を基本理念とし、その基本方向の第1に『人権文化を基本とした学習活動の推進』を掲げている。現在、生涯学習推進プランの具体化に向け、生涯学習推進連絡会を設置し、学習情報の提供のあり方等について調査研究を進めている。この研究の推進とともに、日常の事業の見直しを図り、これまで取り組んできた生涯学習事業の成果をより充実させ、課題の克服に向け検討を進めていく。

生涯学習の中心は市民であり、人権課題の学習においても、市民の自主的・主体的な活動への支援が大切である。人権教育推進委員協議会をはじめ、差別をなくすための人権教育の研究推進を進めている市民団体と連携し、取組みを進めていくとともに、学習活動を促進するため、指導者の育成や施設・設備の充実など、環境の整備、啓発資料・研修プログラムの工夫を進め、生涯学習施設をはじめ教育施設のネットワーク化を図ることが大切である。

[2] 施策・推進体制のあり方

研究・研修への支援

「前回答申」にも「同和教育の推進に向けて例示された点検項目」が5項目にわたり例示されている。この指摘をふまえ、これまで積み上げてきた実践の成果を大切にするとともに、子どもの状況に応じた指導方法の工夫や教材の点検を含め、同和・人権教育にかかわるプログラムの開発が必要である。そのためには組織的に、すべての教職員において人権意識の向上を視点にした組織的計画的な研修の工夫が必要である。あわせて研修資料や教材の充実などの取組みも含め、すべての学校・園で同和・人権教育の充実のための活動の支援に努める。また、このような視点は、生涯学習の分野においても共通の事柄といえる。

研究団体への支援

豊中市人権教育研究協議会は、同和教育をはじめとする人権教育の深化・充実に向け、さまざまな取組みを進めてきた。その結果、人権教育副読本「にんげん」を中心とした実践をはじめ一定の成果をあげてきた。しかしながら、すべての学校・園において、同和教育をはじめとする人権教育の実践が十分に行われているとは言い難い状況にある。その状況をふまえ、実践的な同和・人権教育の研究を深め、その研究成果の普及に努めている豊中市人権教育研究協議会に対し、その活動への助成をはじめ支援に努める。また、人権教育推進委員協議会をはじめ、人権問題解決の視点に立ち、活動を進めている市民組織に対し、連携及び活動の支援に努める。

人権教育推進モデル校区の指定

これまで同和地区を有する学校が同和教育推進の拠点的作用を果たしてきた。しかし、同和教育とは本来「差別をなくす」ための教育であり、すべての学校において取組みを進めていく必要がある。今後、同和問題をはじめとする人権問題について、正しい理解と認識とともに、人権にかかわる問題など、具体的場面に直面したときにいかに行動すればよいかという態度の育成が重要である。

具体的施策として、『人権教育推進モデル校区』を指定し、取組みを推進している。同和地区を有する学校をはじめ、これまで積み上げられてきた「差別の実態に学ぶ」ことを基盤とする同和教育の実践をふまえ、さまざまな人権課題について先進的な取組みの研究発表や公開授業などを通じ、実践を人権学習モデルとして発信し、市内全体の各学校・園における人権教育の推進を図ることが必要である。

推進体制のあり方

「前回答申」は、今後の同和行政の推進体制のあり方について、「同和問題はもとより他の人権問題とも重ね合わせながら、その背景や土壌についての深い洞察の上に立った取組みが、すべての行政分野で求められる」としている。

取組みを進めていくうえで、人のあり方が重要なことはいうまでもない。すべての人が、さまざまな人権課題を理解・認識し、提起できる力を備えていくことが必要である。このことにかかわり、地域の人々の教育の機会を保障し、人材の育成を目的とした高校・大学など修学奨励制度が進められてきた。これまでの施策実施による成果をふまえ、今後は一般施策の活用と周知徹底を進めていく必要がある。さらに、このことをふまえ、『同和教育を軸とした人権教育の総合的展開を図る』『人権を基盤に据えた学校・家庭・地域のネットワーク化を図る』ことを推進の視点に、教育行政をはじめ教育に携わるさまざまな組織の推進体制のあり方や具体的な連携の方策について検討を進めていくことが必要である。

施策等の実施スケジュール（教育）

時期 事業項目	策定時	前期	中期	後期
		(平成12～14年度 2000～2002年度)	(平成15～18年度 2003～2006年度)	(平成19～21年度 2007～2009年度)
指導方法の工夫実践 への支援				
同和教育にかかわる 研修・研究への支援				
研究団体への支援				
人権の視点に立ったネ ットワークづくり(総合 的教育力活性化事業等)				
生涯学習推進プランの 具体化				
人権教育推進モデル 校の指定				
推進体制のあり方の 検討				
人権教育基本方針 の策定と具体化				
人権教育推進プラン の策定と具体化				
進路選択支援モデル 事業の実施				

表の太線から下は改訂時に追加した事業

■・・・実施予定

■・・・実施済み

第3章 保 育

1. はじめに

本市では、昭和48年(1973年)に市内で初めて同和保育所として豊中解放会館保育所(現：豊中人権まちづくりセンター保育所)を開設した。当時の同和地区の親の状況は、厳しい差別と闘うなかで、生きるために重労働に従事し、子どもを生き育てていた。こうした状況のなかで、「子どもに自分たちが受けてきた差別を受けさせたくはない。この子どもたちにこそ保育を必要とするのだ。そして、差別をなくしていける人間に育ててほしい」という親たちの切実な訴えをもとに同和保育がスタートした。その後、昭和51年(1976年)には、蛍池保育所を同和関連保育所として位置づけて開所し、豊中人権まちづくりセンター保育所とともに、豊中における同和保育推進の核として今日まで積極的に取り組んできた。

このようにスタートした同和保育ではあるが、当初は保育所職員も同和保育について十分な認識をもてず、保護者の生活実態を知らないまま、子どもにかかわるさまざまな課題を、保護者の責任として対応していくことも多くあった。そこで、あらためて家庭訪問などを通して、子どもの状況について繰り返し話し合うとともに、差別の現実を知り、実態から学ぼうということを保育の中心課題に据えて取り組みを進めていった。

そうしたことを通して、保育課題を担うのは個々の家庭だけではなく、保育者が共に力をあわせて取り組んでいくことの重要性が見えてきた。

昭和61年(1986年)には、今後の保育の方向などを示す「同和保育基本方針」を策定するなかで、保育の指標(子ども像)として、「差別をはねかえすことのできるしなやかな体の育成」「正しい規律と組織性を身につける基本的生活習慣の育成」「差別を見ぬき、差別を許さず、差別のない社会を創造し得る高い知的能力の育成」「人権尊重の思想を支え得る豊かな感性の育成」の4つの柱を示すとともに、保育者のふまえるべき原則として「自然成長論の克服」「能力主義の克服」「集団主義をふまえた保育の確立」「生活と労働の結合」「遊びと表現の重視」「差別の現実から深く学ぶ」の6つの柱を示した。また同時に、同和保育基本方針では最も重要な観点として、差別のない社会をつくるために、同和地区の子どもたちに差別にうち勝つ資質を養うとともに、すべての子どもたちも差別をしない、許さない人間として育むことが大切であり、その意味ですべての保育所や幼稚園において同和保育を推進していくことを明らかにした。

このことについては、「前回答申」においても、「同和問題解決への提言」で「同和教育や同和保育の推進にあたって基本方針を策定するなかで、対象を地区住民に限定せず、同和地区以外の市民教育も含めて実施してきた経緯がある。こうしたことは、今後の同和行政を検討するなかで、大きな方向を示唆するものであると考える。」との評価を得ている。

こうしたことを受け、「市方針」では、人権にかかる各基本方針の趣旨をふまえるとともに、学校、幼稚園、保育所においては、子どもの「生きる力」の育成を、人権尊重を基

盤にした創造的な営みとして総合的な推進を提起した。

また、市では核家族化や少子化の進行、情報化、都市化、生活様式や価値観の多様化などによる、子どもや家庭を取り巻く状況の大きな変化をふまえ、福祉や教育をはじめとするさまざまな分野で、子育て、子育てにかかわる支援施策を総合的・計画的に推進するための長期的な指針となる「豊中市子ども総合計画」を平成11年(2001年)3月に策定した。

また、これまで同和保育基本方針のもとに積み重ねてきた人権尊重の考え方を、実践を通してさらに明確にし、保育の向上を図るため、平成15年(2003年)3月に同和保育基本方針実施計画を策定した。この実施計画は、『保育内容の充実深化』『保育環境の充実』『研究・研修活動の充実』『保育所・幼稚園・小学校・中学校・地域の連携』『保護者との連携』『子育て支援の充実』の6つの柱からなり、施策体系として、大・中・小項目のなかで具体的に同和保育を推進していくための項目を織り込んでいる。この実施計画をもとにそれぞれの地域にある差別実態をふまえ、すべての保育所・幼稚園で実践されるよう推進に努める。

2. これまでの取組みと課題

保育内容

一人ひとりの子どもが豊かな人権感覚を身につけ、仲間とともに行動していくことができるように育つことを目標として、保育内容の工夫や創造などの充実に努めてきた。

そうしたなかで、とりわけすべての子どもの人権をまもる視点にたった仲間づくりの取組みを積極的に推進してきた。こうした保育内容は、すべての保育所・幼稚園において、着実に深まりつつあるとともに確かな実践を生みだしてきた。しかし、一方では、取組みの過程において、人と人の関係を閉ざしてしまうような「きめつけた見方やかわり」も見られることが明らかになってきた。

子どもの現状は、友達とつながる心地よさを知らず、友達への関心が薄いなかで、大人が持つものの見方、価値観、かわり方などの影響も大きく、『みんなと一緒にしない子はあかん』『出来ない子はあかん』という価値観が子ども同士のかかわりや行動に現れている。

遊びの場面で友達を排除したり、障害を特別ととらえかわることに躊躇したり、強いかわりか弱いといった一面的な見方で友達をきめつける姿がある一方で、まわりから肯定されないことに自分自身さえも否定し、自尊感情を育まれないままあきらめていく姿も見られる。

「今回答申」にも示されているように子どもたちには、テレビ・ビデオ等のメディアを通してさまざまな知識が情報として提供されても、実体験が乏しいためイメージの広がりが弱く遊びが発展しない。また、好奇心を旺盛にして考えたり、工夫したり、表現したりする力が育ちにくい現状も見られる。

今後の課題としては、子どもの現状をしっかりと見据えるなかで「きめつけた見方やかわり」をなくし、一人ひとりの子どもたちに自尊感情や自分らしく生きる力、差別の解消に向けて行動する人権尊重の資質を育むように、保育内容を創造していくことが求められる。

また、保育者の課題としては、同和保育は、まわりの意識を変革していくことをふまえた上で、例えば、「自分の思いが出せる」をねらいとした時にそれが“どんな子どもに育ってほしいか”につながっているか、“出せたらいい”というところで留まっていないかなど、しんどい立場におかれている人の気持ちがわかり、対等な関係のなかで行動できる子どもの育ちを目的とした、保育実践に向けて点検が必要である。

そして、日々の実践を通して見えてきた姿や関係を、具体的に保護者に伝え、同和保育に対する理解を深める力をつけていくことも重要な課題となる。

人権感覚をより一層高めるとともに、公開保育などを通して子どもにおけるありのままの姿をもとに保育実践を共有し、議論するなかで互いに高めあうことのできる保育者集団の形成などが求められる。さらに、子どもの人権にかかわることについて、保護者と十分な意見交換を基本としながら、共に子育てを進めていくことが重要である。

保育研修

保育所や幼稚園において、保育者が自らの課題として、同和保育の理論を確立し、保育実践の創造に努めるために、同和保育推進者研修（同推研）をはじめ、幼稚園・保育所合同研修などさまざまな研修に取り組んできた。さらに、同和保育を推進するための研修資料の整備にも努めてきた。

今後の課題としては、職員一人ひとりが人権感覚を高め、差別のない社会を創造していく力を養っていく必要性と、仲間づくりを基本に据えた同和保育をより進めるために、さらに研修・研鑽を積むとともに、実践を交流するなかで、お互いに学び合い、深めていくことが課題である。また、そうした取組みを通して学んだことを、他の保育所や幼稚園とも情報交換に努めながら、あらゆる差別の解消に向けて障害児保育研修・男女共同参画推進研修・多文化共生保育研修も含め、さらに充実・深化に努めていくことも課題である。その意味で、同推研などの推進体制をさらに充実・発展させるとともに、今後もさまざまな資料作成や実践の集約をはじめ、同和保育を推進していくための参考文献や視聴覚教材などの整備に努めることが課題である。

また、人権尊重の視点に立った子育て支援の推進にかかわる研究・研修を充実させ、関係機関との連携を図ることも重要な課題となる。

保護者啓発

保育所・幼稚園では、保護者に対して、行事のねらいや考え方、保育のなかで大切にしていることを、面談をはじめ、保育所・幼稚園だよりや連絡ノートなどに掲載し情報発信してきた。また、リーフレットなどの活用をはじめ「人権のつどい」や「平和のつどい」などを通して、一人ひとりの人権を大切にすることが保育の基本であることを伝えてきた。

今後の課題としては、日常的なかかわりのなかで見えてくる子どもの姿を通し、保護者とともに考える機会として、差別・人権に視点をあてた中身で語りあえる、双方向性を持った場の設定が必要である。

さらに、子どもの見方、価値観が共感でき、地域の子育て支援をともに考えるなど、社会の推進力となり得るような子育てネットワークづくりに向けて、情報の発信とともに、保護者同士のつながりを深めることができるような交流支援も必要である。

また、大人が持つものの見方、価値観、かかわり方等の影響を受け、大人の見方が子どもに反映することは少なくない。日常から保育を通して子どもにおけるありのままの姿を見極め、保護者とともに子どもの育ちを考えていける関係を構築することが重要である。

保育環境

保育所、幼稚園においては、子どもにとって望ましい環境づくりをめざし、日々の保育活動のなかで見えたことや気付いたことなど、身近なことから改善などに取り組んできた。

今後の課題としては、人権に根ざした仲間づくりを進めていくために、子どもが仲間のなかで自分や友達を大切にするとともに、子どもを取り巻く大人も豊かな人権感覚をもち、信頼しあえる関係づくりをしていくこと、さらには、地域交流などの子育て支援を含めてのネットワ-クづくり等が必要であり、そのための環境整備や工夫を含めて、保育所・幼稚園の役割が重要である。また、生活・あそびでは、乳幼児期から日常の生活のなかで人権感覚をゆさぶり、興味や意欲をひろげ、自らかかわっていくようなさまざまな経験が大切である。

そのために、探索ができる環境、樹木や畑、土、水などの豊かな自然環境、試したり、創ったりできる環境、いろいろなごっこあそびが発展できる環境、体を使っての遊びが発展できる環境、また、生活の場として基本的な生活の力が育つ環境など子どもたちが仲間とともに豊かな経験ができる保育環境の整備や工夫が必要である。

物的な環境については、例えば絵本や人形、生活用品など子どもに身近な教材・遊具などは、子どもの仲間関係がより広がるものが必要であり、男女共生、民族など多文化共生の視点が大切である。施設面などは、制約も多いが、保育室におけるコ-ナ-の工夫などの取組みも行っており、今後とも、より子どもの現状をふまえた環境づくりを進めていくことが必要である。

保育所、幼稚園、小学校、地域の連携

同和地区の子どもたちについては、育ちの保障を目的に保育所、小学校、人権まちづくりセンターとの間での緊密な連携に努めてきた。また、全市的には障害のある子ども等について、幼稚園と小学校、保育所と小学校との間で、子どもの状況などについて引き継ぎをはじめ連携に取り組んできた。

また、幼稚園や保育所の子どもと小学生の児童がつながるきっかけとして、保育所や幼稚園の子どもが小学校に入学する前に学校に親しむため小学校を訪れて1年生と遊ぶことなどを行っている。さらに、小学生が保育所や幼稚園を訪れ交流を深めるような取組み

も進めている。

その他、就学前の教育と小学校教育との連携を豊かにし、一人ひとりの子どもへの理解につながることを目的に「豊中市幼・保・小連絡協議会」が設立されており、同協議会では平成9年度(1997年度)・平成10年度(1998年度)には研究主題を「人と豊かにかかわる力をどのように培うか」と設定し、さらに平成15年度(2003年度)には「人・もの・ことに自ら進んでつながりを求める子どもに」とするなど、メインテーマを設定し活動に取り組んできた。

今後、幼・保・小連絡会のあり方のなかで、民間保育所・幼稚園を組み込んで同和・人権保育の視点を軸にし、さらに充実した実践の交流が積み重ねられるシステムの構築が必要である。

また、就学前保育・教育を含め同和教育の研究活動を推進してきた豊中市人権教育研究協議会と連携し、取組みを進めてきた。

今後の課題としては、保育所や幼稚園で育まれてきた子ども同士や保護者のつながりをどのように伝え、深めていくのかについて、あらためて連携のあり方を検討していくことである。その際、同和保育所などでの実践に学び、子どもの仲間関係や、きめつけの実態、保護者のつながりなどについて、保育士をはじめ関係者がともに考え合う場をつくること、まずもっての課題である。

また、地域で共に生きる仲間として、民間保育所・幼稚園等の子ども・保護者・職員に向けて同和保育推進の視点をどのように伝え、広めていくかが課題となる。

そして、同和保育・教育を軸としながら人権に根ざした保育・教育の推進を就学前教育と小・中学校での教育を一貫したものとしてとらえるなかで、保育所、幼稚園、小・中学校などの機関、保護者、地域住民、諸機関、諸団体が連携を深めながら人権の視点にたった子育て支援ネットワークを構築し、子どもに関する情報の受発信など、日常的な取組みについても検討していくことが課題である。

子育て支援

子育てに悩んだり、不安をもっている人とともに子育てを考えたり、支援したりするなど、保育所・幼稚園が地域とともに子育て・子育てを考える機会として、地域交流をはじめ子育て電話相談などの取組みを進めてきた。

さまざまな行事に参加することで「保育所・幼稚園ってこんな所」「子どもってこんなことを考え、こんな力を持っている」など、子どもの姿を知ってもらう機会にもなり、子育ての悩みで自分一人がと思っていたことや誰にも相談できずにいたことが解消されたり、親も子も友達をつくったりするきっかけとなっている。

また、保育所における子育て電話相談では、0～2歳までの相談が多く、その内容は、授乳や食事など基本的な生活にかかわるものが多数をしめている。また、育児書や自分の知識や理屈どおりにはいかないなど子どもの反応に戸惑い、育児への不安が増している状況がある。近所の人たちとうまくやっていけない、子どもがいじめられる、わが子が友達をたたくなどしてうまく遊べない、まわりの人たちから受け入れられずきめつけた見方をさ

れるなどの相談も多く、育児に疲れ、一人で悩み、自信を無くし自分を追い込んでいる親も多く見られる。

一方、幼稚園の子育て相談では、人とのかかわりの問題が多く、友達がいない、仲間はずれにされる、さらには、親同士のかかわりでも仲間に入れない、悪口を言われる、子ども同士のけんかが親同士にかかわってくるなどである。次に多いのは生活習慣（食事・健康・生活）、続いて性格に関することと続く。今、子どもの生活から時間のゆとりが失われ、遊び場は大きく減少し、仲間との遊びがなかなかできない状況におかれている。また、住宅事情の変化により子ども部屋の普及や、テレビゲームにのめり込むなど、家族間のコミュニケーションも少なくなっている状況であるともいえる。

これら相談の背景には、核家族化などによる子育ての孤立化、情報化の進展、固定化された性別役割分担の現実などが社会状況としてあると考えられる。

今後の課題としては、子どもも親も、共に喜びや悲しみ苦しみを分かち合い、共感し合い、共に生きる仲間を求めている現状をふまえ、一人ひとりの尊厳がまもられ、人間として豊かに生きていけるような地域社会をめざして、子育て・子育て支援の環境を充実することが必要である。その意味で、まず子育てに関する状況を詳しく把握し、諸機関と子育てに関するネットワーク化を進めていくことが求められている。また、地域の育児サークルとも情報を提供しあって、サークルの育成・支援が必要である。

すべての保育所・幼稚園が地域の子育て支援センター的役割や幼児教育センター的役割をもち、子育てに悩んでいる保護者の相談に応じ、保護者同士の交流の場を提供するとともに、子どもの人権・大人の人権について地域とともに考え、子育て・子育ての仲間づくりをしていくことが課題である。

なお、平成15年（2003年）11月、児童福祉法の一部が改正されたことにより、保育士資格が法定化され、保育士の業務として初めて“保護者に対する保育指導”が位置づけられるとともに、日ごろ、保育所に通っていない子どもとその保護者に対する指導も義務付けられた。指導の持つ側面として、保育所の持つ子育ての機能を在宅・地域の子ども・保護者にも提供していくことがうたわれている。あらためてここに地域の子育て支援が、明文化されたことは意義深いものがあり地域も含めた子育て支援を、保育にかかわる職員一人ひとりが担うという認識について、一層の意識改革が求められている。

保育者自身が「保育所の子どもも地域の子」ととらえ、将来地域で共に生きていく仲間という認識のもと、視点を変えた取組みに向けて、検討を重ねてゆく。

特に、子育て力の低下が問われているなか、真に保育所の子育て機能を活用するためには、具体的にどのような取組みが必要なのかを検討していく必要がある。例えば、地域交流への参加の成果の検証とともに、計画的にクラスに入り込み、親子で保育を受けることが可能なプログラムの作成や、その活動の積み重ねを経て、単発でないつながりを築いてゆくことも重要な課題となる。

一方、地域の人たちが保育所や地域子育て支援センターへ出向くのを待つだけでなく、ソーシャルワーカーの配置等、支援を必要としている子育て中の家庭に、いつでも出向いて相談に乗ったり、具体的に求められる支援を行ったりすることが可能なシステムづくり

が必要である。

3 . 基本とする視点

今日、核家族化、少子化、情報化、地域における連帯意識の希薄化の進展など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子育ての孤立化や児童虐待など、子どものいのちや人権にかかわるさまざまな問題が生じている。こうした状況の背景には、大人のものの見方や考え方が子どもの育ちに影響を与えているといえる。子ども同士のかかわりのなかでは、例えば、障害のある子どもを軽くみたり、避けたりする。また、自己主張の弱い子どもを無視するなど、時には「いじめ」につながるともいえる厳しい現状も見られる。このような状況のなかで、保育所や幼稚園は、すべての子どもたちが健やかに育つため、地域における子育て・子育ての拠点として重要な役割を担っているといえる。

本市では、これまで同和保育所及び同和関連保育所において、同和地区の子どもたちが差別のなかで排除されてきたことや、長年の差別の結果がもたらした厳しい生活状況のなかで子育てを奪われ、その結果生じる子どもへの多大な影響など、さまざまな課題に対して、保護者とともに、その解決に向けて取組みを進めてきた。

こうした取組みから見えてきた課題は、今日の子育てにかかわるさまざまな問題と共通する部分があると考えられる。また、同和保育の取組みは、乳幼児期から障害児保育や男女共生保育、多文化共生保育など人権尊重に根ざした保育への深まりや広がりをも生み出すなど、多くの成果をあげてきた。

今後、これまでの同和保育の成果を生かすとともに、「子どもの権利条約」の理念をふまえ、「人権教育のための国連 10 年」の取組みとも連動して、子どもたちに、人権文化創造の担い手となる資質を育てていくため、同和・人権保育を推進し、子育て・子育て支援の一層の充実を図っていくことが必要である。

そのためには、常に子どもの最善の利益を考慮することや、人間としての平等と尊厳を大切にし、一人ひとりの自己実現の権利を尊重する保育の推進と、子ども・保護者とのパートナーシップの形成を図ることが重要である。

施策の推進にあたっては、「豊中市子ども総合計画」の重点施策“子育て・子育て支援コミュニティの形成”などの関連計画と整合性を図っていくものとする。

保育・教育の目標については、『人権感覚を豊かにもち、仲間とともに行動していける子ども』に育むことを基本にしながら、0歳からの乳幼児期だけではなく、小学校・中学校など、就学後の子どもの現状や育ちをふまえ、一貫したものとなるよう設定していくことが大切である。

4 . 施策の具体的方向

保育内容の充実

すべての子どもが性別、国籍、障害の有無、生まれた環境にかかわらず、自己に誇りをもち、お互いの人格を尊重しあえる豊かな関係を育み、一人ひとりの持てる力や個性を伸ばすなど、「生きる力」の基礎を培うことができるよう保育計画などに基づき保育内容を創造していく必要がある。すなわち、子どもの現実を基本に据え、人と人との豊かな関係づくりを中心にして、人権に根ざした保育内容の充実・深化に努めていかなければならない。そのために、保育環境をはじめ研究・研修活動の充実を図るとともに、保育教材・玩具・資料の整備など保育内容の創造・開発にかかわる機能整備の検討を図る。

また、保育を通して人権尊重の精神を培うとともに、同和問題・障害者問題・性差別の問題・在日外国人問題など、それぞれの出会いに対するイメージをプラスに変革していくための具体的な取組みが求められる。

保育環境の充実

保育の環境とは、大人や子どもの人的環境と、施設・教材・遊具などの物的環境などが相互に関連しあって、子どもに一つの環境状況をつくりだしているといえる。

人権に根ざした保育を推進するにあたり、人的環境として、子どもを取り巻く大人が豊かな人権感覚をもつことがなにより大切である。そして、すべての子どもが安定して生活でき、人との豊かなかわりが育まれるよう、男女共生や多文化共生など社会にある多様な文化を当たり前と感じ、偏見やきめつけを変えていく保育環境を整えることが必要である。さらに探索・発見・好奇心を旺盛にして考えたり、工夫したりする力を育み、生活・遊びへの意欲につなげたり、豊かなイメージや感性を創造し得る等、学力の基礎となるものも視野に入れた環境が求められる。子どもの持てる力を引き出し、その育ちを促す多様な遊び環境や、基本的な生活の力が育つ生活環境などについて検討し、整備工夫に努めることが必要である。

研究、研修活動の充実

すべての保育所・幼稚園において人権を尊重する保育を推進するために、保育者の人権感覚を高め、保育内容がより充実したものとなるよう実践力の育成に努めることが必要である。そのためには、人権を軸とした保護者との連携のあり方についての研究や実践の交流、保育の公開を通しての実践の研究、さらに、保育所、幼稚園、小学校それぞれにおける保育と教育内容の結合をめざした研究など、計画的に研修・研究活動の充実に努めるものである。あわせて研修資料や教材の充実に努めていく。

また、保育所・幼稚園では、子育て支援の地域における拠点として、今日の子育ち・子育てのさまざまな現状をふまえて、子どもの人権を守ることを視点に据えた子育て支援の推進にむけて、研修・研究活動の充実に努める。

さらに、所長・主任研修の活用や、大阪保育子育て人権情報研究センターと連携し、子どものありのままの姿が見えて今後の見通しにつながる教材の研究やカリキュラムの開発、それにかかわる研修など、保育者の資質の向上を図っていくものとする。

保護者との連携

保育所、幼稚園、家庭、地域において日常的な生活や人とのかかわりのなかで見えてくる子どもの現状をふまえ、保育者と保護者、あるいは保護者同士の語り合い、共に子育てをする関係を築くことが大切である。そのため、子どもの日常にある具体的な人権の問題について話し合ったり、同和問題・障害者問題・性差別の問題、在日外国人問題などの人権問題について共に考えあったりできるよう、保護者や市民にさまざまな情報発信を行うとともに、保育の公開のあり方についても検討することが必要である。

また、少年犯罪の低年齢化など子どもの現状を見たとき、子どもたち一人ひとりにつけていく力として、実際に子どもが体験して実感することを大事に、発見する喜び、思考することの楽しみ、人との出会いのなかで新しい経験を積み重ねることの自信、けんかしたり、もたつきながらも人とかかわる心地よさがわかったりする等、家庭も含めて実感できる機会を子どもに提供することの重要性や、子どもを取り巻く大人自身が、人との出会いの場を豊かに持つことの重要性を保護者に伝えていく取組みを図っていくものとする。

教育関係機関及び地域の連携

同和保育・教育をはじめとする人権に根ざした保育・教育については、就学前保育・教育と小・中学校教育が一貫性あるものとして推進し、同時に、家庭や地域と連携し、共通した目標をもって実践していくことが必要である。

その意味で、保育所・幼稚園・小学校・中学校はもとより、同和教育研究活動を進めてきた豊中市人権教育研究協議会などの研究機関をはじめ、教育関係機関・団体、家庭など、子どもの育ちを支援する機関・団体などが、日ごろから十分な連携を深めていかなければならない。そのため、同和地区を中心に取り組んでいる差別や人権問題を考えあう仲間づくりの実践に学び、そうした活動内容や連携を各地域に広げていく必要があるが、その方策などについて検討していく。

子育て支援の充実

子育てが孤立化する今日、一人ひとりの子どもの尊厳が守られ、人間として豊かに生きていくためには、地域社会全体で子育て・子育てを支援していく必要がある。

保育所・幼稚園においては、子どもが置かれている状況を十分にふまえるとともに、保護者がかかえている悩みや不安に対して、相談をはじめ、必要に応じて関係諸機関と連携しながら対応するなど、地域のなかの子育て支援センター的役割や幼児教育センター的役割を担い、家庭における養育・教育の支援の充実に努める。また、子育て・子育てを支援・活性化する地域コミュニティの創造をめざして子どもの人権や子育てについてのさまざまな課題を共通のものとするための仕組みづくりを検討する必要がある。

特に地域のニーズを視野に入れて、本当に支援を必要とする家庭、例えばひきこもりの家庭を対象に実施する仕組み、発見する仕組み、その仕掛け作りも合わせた支援が必要とされる。

また、児童福祉法の一部が改正されたことにより、新たな保育士の役割として保育所の

子どもと保護者のみならず、日ごろ保育所に通っていない子どもとその保護者に対しても、保育に関する専門的知識や技術を生かして、子どもの保育のあり方に関する相談・指導・助言が位置づけられてきた経緯もある。

そのような経緯をふまえ、公立保育所・幼稚園は地域の子育ての拠点としての資質を兼ね備えた場として、地域に根付いてゆくために一層、ニーズに即した取組みを充実させていく必要がある。

5 . 人権に根ざした保育の推進体制

同和保育基本方針に基づく研究推進保育所の取組みや保育教材・資料の整備、保育内容や保育技術の研修・研究。保育所、幼稚園、小・中学校、保護者、地域、関連機関などの連携・ネットワークづくりなど、人権に根ざした保育を推進するとともに、子育て・子育て支援の充実にむけて『豊中市子ども総合計画推進計画』と整合性を図りながら、推進体制のあり方や新たな連携方策などについて検討する。

また、『豊中市同和保育基本方針実施計画』策定に伴い、保育所・幼稚園でそれぞれの現状に合わせて実施されているか否かを検証し、推進の充実を図る。

今後、この実施計画をベースとしながら、これまでの同和保育の成果や積み重ねを基に、障害児（者）差別・民族差別・性差別・子どもへの虐待等、子どもにかかわるあらゆる人権侵害の根本的な解決と地域における子育て・子育ても視野に入れ、「今回答申」でも謳われている“人権保育の推進”に向け、平成15年(2003年)4月に『豊中市人権保育基本方針』素案作成準備検討会を立ち上げ、平成16年度(2004年度)末を目途に検討を進めている。

施策等の実施スケジュール（保育）

時期 事業項目	策定時	前期 (平成12～14年度) (2000～2002年度)	中期 (平成15～18年度) (2003～2006年度)	後期 (平成19～21年度) (2007～2009年度)
同和保育基本方針実施計画の作成		■		
保育内容 保育環境 研究・研修 保護者・ 地域・教育関係機関 等連携の充実		■	■	■
子育て支援の充実		■	■	■
人権に根ざした保育 の推進体制の充実		■	■	■
同和保育基本方針 実施計画の推進の 充実			■	■
人権保育基本方針 策定			■	

表の太線から下は改訂時に追加した事業

■・・・実施予定

■・・・実施済み

第4章 くらしづくり

1. はじめに

少子高齢化が進むなかで、「与えられる福祉」から「選ぶ福祉」を理念とした介護保険制度が平成12年(2000年)4月にスタートしたことをはじめ、障害のある人が地域でいきいきとくらししていくための支援費制度が平成15年(2003年)4月から始まるなど、わが国の社会福祉制度は従来の「措置・給付」から「契約・利用」へと大きく変化してきている。

また、社会福祉法の改正にともない、各地方自治体において地域福祉計画の策定が盛り込まれ、本市においては「豊中市地域福祉計画策定委員会」を設置し、全校区福祉検討会でのワークショップやアンケート調査などをふまえた「豊中市地域福祉計画」を平成16年(2004年)3月に策定した。この計画の基本理念は、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくり」を目的とし、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と緊密な連携のもとに取組みを図っていくものである。一方、保健分野においても平成15年(2003年)5月1日に健康増進法が施行されるなど、市民のくらしをめぐる環境は大きく変化してきている。本市においても、平成15年(2003年)10月に、すべての市民がともに支え合い健康で生きがいのある活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とした「豊中市健康福祉条例」を制定したところである。これまで地区住民に対して、社会的、経済的、文化的な生活基盤を充実・強化することをめざし、生活、環境面におけるさまざまな取組みを進めてきた。これらの成果と、地区住民自身の自立に向けた努力により、生活実態は大きく改善・向上してきた。

しかし、「実態等調査」や「同和関係世帯等にかかわる所得調査」の結果から、高齢者の介護問題や生活不安など、社会全体に共通する新たな課題とともに、部落差別によって教育や就労などの機会を閉ざされたことによる生活経験差や、低所得(低年金)の問題など、高齢者の自立を阻害する要因が今もなお存在することが明らかになった。

また、被差別体験がある人のうち、約半数は「家族や身近な知人に相談した」と回答しているが、残りの約半数が「誰にも相談しなかった」と回答している。このような実態をふまえ、被差別体験をした人たちの心のケアなど、相談・救済体制の確立を図っていく必要がある。

このような生活課題や多様化するニーズに対し、現行施策の活用はもとより新たな施策の検討も行いつつ、同和地区及び周辺地域における諸課題を解決するとともに、市全体の課題解決へとつなげていく必要がある。

すべての人が人間として尊重され、自らの人生や生活目標、生活様式を、自らの責任において選択し決定できる。すなわち単に経済的、職業的な自立のみではなく、真に人間として自立し、安心してくらすことができるために、きめ細やかな相談をはじめとした支援に取り組んでいかなければならない。とりわけ、今回の地域福祉計画で打ち出されている

総合相談体制の整備をはじめとする施策の展開は、人権まちづくりセンターの事業とも密接に関連しており、今後、両地域で取り込まれる校区福祉委員会の活動と連携し進めていく必要がある。

2. これまでの取組みと課題

本市においては、「国答申」、「同和対策事業特別措置法」の制定[昭和44年(1969年)]以降、福祉、保健、教育、就労をはじめさまざまな分野で個人対象事業を実施してきた。

これらの事業は、早急な改善の必要性と一般施策の限界から、過渡的措置として地域を限定し、格差是正を重点に置いた特別対策事業として展開し、地区住民の間で広く活用され、着実な成果をあげてきた。その結果、地区住民の生活環境は大きく改善・向上した。そうしたなか、人権まちづくりセンターは、隣保館、児童館（豊中人権まちづくりセンターにおいては保育所、老人憩の家、診療所も併設）を併設した同和地区内の基幹施設として、子どもから高齢者までの全年齢層に対応した地区住民の身近な相談機関及び総合的な窓口としての役割を果たしてきた。また、自主的活動の支援や生活基盤確立のための各種事業の実施や福祉部局をはじめとする庁内外の関係各課、各機関との連絡・調整などのさまざまな業務・機能を通して、地区住民の社会的、経済的、文化的生活の改善向上のため、大きな役割を果たしてきた。

このことは個人対象事業や環境改善事業の実施とあいまって、地区住民の自主・自立のための大きな支えとなり、着実な成果を生み出してきた。

今日、人権まちづくりセンターは同和地区だけではなく周辺地域をも視野に入れた施設として、より広く、より多くの人を対象とした事業展開を進めており、生活面における取組みにおいても、地域住民の課題を抱える層に対する相談・支援を行っているところであるが、高齢者や障害のある人をはじめ、社会的援護を必要とする人たちのくらしづくりに向けた取組みと、地域で支え合う新たな体制整備が必要となっている。

一方、核家族化などの家族形態に変化をもたらした少子・高齢社会の到来といった社会要因は、同和地区においても高齢単身者や高齢夫婦世帯の増加をもたらし、高齢化率の上昇として現れている。同和地区の高齢化率上昇の一因には、このような一般的要因以外にも、地域に対する差別意識や、集合住宅中心の住宅政策とも関連した、若年層や生活余裕層の地区外流出もある。地域に残る多くの高齢者など、生活基盤の脆弱な課題をかかえた層は、社会経済情勢の悪化、コミュニティ意識の稀薄化などの社会要因とも関連し、生活不安や介護問題などが深刻となりつつある。

また、若年層や生活余裕層の流出は、結果として世代間や所得階層のバランスを失した“活力を欠いたまち”へと進み、高齢者などの自立や社会参加にも影響を及ぼすことから、地域の活性化が課題となっている。

本市が平成13年(2001年)12月に所得調査を実施したが、その5年前に実施した同調査と比較すると、高所得者においては市全体世帯との所得格差は減少傾向にあるが、低

所得世帯については依然として格差が残っており、低額年金受給を余儀なくされている高齢者も多く存在し、所得階層の2極分化傾向がさらに進行している。したがって、一律型の対応ではなく課題をかかえた生活不安定層の自立に向けた相談・支援などの対応が必要となっている。

さらに、介護問題については、要介護者の増加、介護の長期化・重度化が進行しており、同和地区の高齢者においても、経済的な生活基盤の弱さをはじめ、子どもが仕事や結婚を契機に同和地区から流出するなど、介護についての不安を抱えている高齢者が存在している。介護保険制度とも関連して、要介護状態になることを予防するための対策や、そのための相談・支援などきめ細かな対応が必要である。このことから両センターにおいては、総合生活相談事業を立ち上げて関係機関と連携し、多角的な観点から相談に対応している。また、同和地区の高齢者の生活課題の一つに、一般地域の住民とのかかわり方の問題がある。厳しい差別の現実から回避するため、煩わしい社会との交流をできるだけ避け、区内完結、あるいは自宅に閉じこもりがちな生活を送る高齢者もみられる。このことは社会性などの低下にも繋がり、自立の阻害要因にもなる。このことを解決するために、両まちづくりセンターにおいては、ふれあい交流事業への参加など同和地区の高齢者の社会参加を積極的に促進するような取組みをはじめ、阪神・淡路大震災をきっかけに始まった「福祉や人権をとおした交流のつどい」や「克明小学校区地域福祉モデル研究会」など周辺地域の人々とのつながりをつうじて、差別や偏見のないまちづくりをめざして取り組んでいる。今後はこのような取組みをより発展させるとともに、地域住民の取組みに対する支援方策の検討も重要課題の一つである。

3. 基本とする視点

同和行政は、今大きな転換期を迎えている。格差是正を中心にした取組みから差別の原因そのものへのアプローチをはじめ、周辺地域も含めた幅広い取組み、さまざまな人権課題を視野に入れた人権行政への広がりなど、真に部落差別をなくし人権の確立した社会を実現するための取組みが必要である。

また、暮らしづくりの大きな柱である福祉分野や保健分野において、従来の枠組みや考え方が大きく変化してきている。

こうした状況のなかで、地区住民の暮らしづくりについては、これまでの取組みから大きく転換し、地区住民一人ひとりが、経済的自立だけではなく、人間としての尊厳を持ち、自分の人生を自分で選択し、決定することを可能とする「自立」への支援が必要である。

地域でのつながりが希薄になったといわれる今日、主体的に自己実現を図れるような「自立」への支援や、自尊感情を育むような取組みが求められており、めざすべき方向としては「一人ひとりが尊重され、誰もが誇りをもって生きていくことができる」「個性ある生き方を自分で選択できる」「生きがいをもち、社会の一員としての喜びをもてる」このような生き方が可能となるように、社会参加の促進、生涯学習、生きがいづくり、交流

促進、生活の質的向上、さらには地域を視野に入れた健康づくりなど、幅広い分野から地区住民はもとより、周辺住民に対しても施策展開を図っていく必要がある。その際、重要な視点として、個別施策の意義や役割をふまえつつ、「くらしづくり」という総合的な視野を持って施策の推進に努める。

4．施策の具体的方向

施策の総合的な推進のための仕組みづくりの検討

くらしづくりに向けて、施策の具体的推進にかかわっては、周辺を含めた地域住民の生活課題や多様化するニーズを的確に把握するとともに、地域全体の実情や課題も視野に入れながら、個々の地域住民の生活状況に見合った対応を進めていくことが重要である。その意味で、人権まちづくりセンターにおける継続的相談援助事業などを通して明らかになってきた課題に対して、多角的な角度から総合的な施策展開が図れるよう、関係機関などとの密接な連携・調整はもとより、その仕組みづくりについて検討する。

特に、今回策定の「地域福祉計画」では、市、市民、関係団体・機関、事業者が連携し、地域福祉が具体的に進むよう「身近な相談窓口の仕組みづくり」を重点プロジェクトとして位置づけている。今後、小学校区・中学校区において具体的な事業展開が検討されていくこととなるが、両人権まちづくりセンターにおいて実施している事業とも密接に関連している。また、両人権まちづくりセンターは、校区の福祉委員会とも連携し要支援者自身の意思を尊重した形で支援できるライフセーフネットの構築につなげていくよう検討していく。

福祉のまちづくりの推進

同和地区の高齢者や母子・父子家庭、生活困窮者などが抱える生活課題は、社会全般に共通する課題でもあり、課題を抱える人々のネットワークづくりを図るなど地域全体の問題として考えていく必要がある。また、周辺地域を含めた福祉のまちづくりを推進するためには、地域社会に住むさまざまな人びとが相互に支えあえる関係づくりが大切であり、そのためボランティア活動をはじめとした諸活動に参加し、地域ぐるみの福祉活動へのかわりを通じて交流する取組みが重要である。誰もが安心して暮らすことができる、差別のない人権尊重の精神に根ざした福祉のまちづくりを推進するための条件整備や支援について検討を行う。

こうした趣旨に沿って、蛭池人権まちづくりセンターが実施しているミニデイサービス事業は、ボランティアも加わり多くの周辺住民も参加して、今では地域に定着した事業となっている。また、豊中人権まちづくりセンターにおいては、校区社会福祉協議会と連携し、「誰もが人間らしく誇りを持って、いつまでも、共に暮らせる克明のまちづくり」をテーマにワークショップに取り組んでおり、さらにその輪が広がっていくよう取り組んでいく。

一般施策の活用とその充実

近年においては在宅福祉推進をはじめ、交流やふれあい推進などの事業が創設されるなど、さまざまな一般施策の充実が図られている。人権まちづくりセンターにおいては、さまざまな課題を有する人びとの立場にたち訪問活動も含めた継続的な支援をおこなう総合生活相談事業を平成14年(2002年)4月から実施し、また商工労政課においては働く意欲がありながらさまざまな就労障害を抱えた就労困難層に対して、一人ひとりに応じた就労支援を行い、地域の関係機関が連携して雇用・就労につなげることを目的とした地域就労支援事業を平成15年(2003年)8月から実施している。

このような状況のなか、庁内関係部局ならびに人権まちづくりセンターにおいて地域住民に積極的に周知を図るとともに、くらしづくりの支援に向けたさまざまな事業を展開していく必要がある。また、地域住民一人ひとりが社会参加をしながら健康で生きがいをもって過ごせるよう、地域レベルでの健康づくりについての方策などについても検討が必要である。なお、これらの活用すべき一般施策そのものについては、地域住民の福祉と人権の視点からの点検はもとより、レベルアップの検討も行っていくとともに、国・府の助成制度の充実を求めていく。

人権相談の体制と被害者救済

「実態等調査」において明らかになったことは、同和地区出身者で被差別体験のある人の約3割は、印象に残っている被差別体験として、過去5年以内にあった体験をあげており、この結果からも部落差別が減少傾向にあるとはいうことはできない。確かなことは「差別されるのではないか」という不安を抱きつつ生活している人びとが今もなお存在しているという事実である。

また、差別事象は他の人権問題と複合的に発生することもあり、その意味でさまざまな人権侵害に対処する相談窓口の相互連携が重要である。

本市では、これまでの人権擁護委員による「人権相談」に加え、平成14年(2002年)6月から、「人権ケースワーク事業」として、豊中・蛸池両人権まちづくりセンターに相談窓口を開設し、人権侵害を受け、または、受けるのではないかと不安を持って生活する人びとが主体的に問題解決できるよう、人権問題に取り組む団体のノウハウを活用して相談事業に取り組んでいる。

今後においては、多様な相談ニーズに応え、国・府の新たな動向も視野に入れながら、関係機関と一層の連携が図られるよう総合的かつ効果的な相談・救済体制の検討を進めていく。

施策等の実施スケジュール(くらしづくり)

事業項目	策定時	前期	中期	後期
		(平成12～14年度) (2000～2002年度)	(平成15～18年度) (2003～2006年度)	(平成19～21年度) (2007～2009年度)
施策の総合的推進のための仕組みづくりの検討		■	■	
福祉のまちづくり推進		■	■	■
一般施策の活用とその充実		■	■	■
人権相談の体制と被害者救済の検討			■	■

表の太線から下は改訂時に追加した事業

■・・・実施予定

■・・・実施済み

第5章 まちづくり

1. はじめに

「まちづくり」とは、公園や建物といった空間の創造のみにとどまらず、社会、経済、文化、環境など生活の根幹を構成するあらゆる要素を含めたくらしづくりそのものである。

前章で明らかにしたとおり、今日、少子・高齢化、核家族化などの進展にともない、児童虐待、子育ての放棄、高齢者のひきこもりや孤独死など深刻でさまざまな社会問題が発生している。このため、地域で支え合う人間関係づくりを基本とした「まちづくり」として、住宅や環境整備などハード面だけでなく、「交流」や「支え合い」といったソフト面との有機的な重ね合わせが求められている。

同和地区のまちづくりについては、「国答申」をふまえるとともに、昭和44年(1969年)に施行された「同和対策事業特別措置法」を受け、同年に「同和対策事業長期計画」を策定するなかで、これまで改良住宅の建設をはじめ道路、公園、上下水道などハード面の環境改善事業を中心に進めてきた。

これは、かつての劣悪な地域の環境を、一刻も早く改善すべきことが緊急の課題であったからであり、その取組みにあたっては住民参加による「まちづくり」として進められてきた。しかしながら、総合的な「まちづくり」という観点で、あらためて見直した時、不十分な側面があったと言わざるを得ない。

これまでの環境改善事業の実施にあたっては、周辺部も含め、コミュニティとしての一体性を持つ効果をもたらすことに留意しつつも、国の補助制度の制約から整備が同和地区内に限定されてきたことや、啓発の不十分さもあって、事業の必要性などについて、周辺住民はもとより広く市民に十分な理解を得られるようなことをして来なかったため、しばしば不公平感やねたみ意識など、差別意識の助長や固定化にまでつながりかねない面があった。また、大きな成果を生み出したことは事実であるが、そうした成果を市全体での取組みに普遍化することへの努力が不十分であったことも否めない事実である。

このことの反省に立ち、「人権啓発基本方針」の策定にあたっては、今後の方向性として、『施策・対策と啓発の一体化』という重要な観点を打ち出すとともに、その具体化に向けて取り組んできた。しかしながら、長年の歴史的経過もあり、十分な成果をあげるに至っていないのが現状である。

「今回答申」では、「同和対策事業は、部落差別によって、多くの市民的権利を奪われてきた地区住民に対して、その権利回復に向けた具体的手法の一つであった。本来、市民的権利の確立は、すべての市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会づくりの基本となるべき課題であった。これまでの同和対策事業は、もっぱら『同和地区』を対象とした局地的事業と考えられた結果、差別の解消が被差別当事者にとってのみならず、すべての市民にとって望ましい社会づくり、地域づくりを意味するという観点はほとんど組み込まれることはなかった」と提起している。

「市方針」では、こうした経過をふまえ、施策の基本的方向において、「人権尊重のまちづくりの推進」をかかげており、そのため同和地区とその周辺地域も含めたまちづくりを基本に、地域住民の交流促進をはじめ、人権尊重の視点に立って施策の推進を明らかにした。また、同時にこうしたまちづくりの基調を市全体のまちづくりに反映し、展望している。したがって、本プランは、「市方針」の具体化はもとより、「人権文化のまちづくりをすすめる条例」の理念や方向性の具体的実践を導きだすものでもある。

2. これまでの取組みと課題

環境改善事業の進捗により同和地区の都市基盤や生活基盤の整備については、概ね所期の目標は達成した。今後はこうした基盤に立って、同和地区とその周辺地域も含めたまちづくりを進めていく必要がある。

これまでの同和地区のまちづくりは、環境改善事業が中心であり、すなわちハード先行型であったといえる。また、住宅建設をはじめさまざまな事業実施にあたっては、地区住民が主体的かつ民主的に地域の意見をとりまとめるなかで、行政と協働により進めてきた。このことは、「前回答申」の基本姿勢にも示された「部落差別を解消し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現」であり、住民主体のまちづくりの先駆的意義を持つものである。こうした経験やノウハウを、周辺も含めた地域コミュニティの形成に向けた自主的なまちづくり活動に生かしていくことが重要である。

今後、こうした取組みを進めていく上での、基本となるテーマは、すでに「市方針」でも明らかにしているように、すべての人間が一人ひとり個性のある人格を持ったかけがえない存在として尊重されるとともに、部落差別をはじめとする不当な差別からの解放こそが、めざすべき平和で平等な社会の実現への途を拓くとした上で、「人権尊重のまちづくり」の推進をかかげている。

地域に暮らす人びとは、一人ひとりが固有の実情や課題を抱えており、そうしたさまざまな人びとを抱え込んでいるのが「まち」である。

人が生きる「まち」は「まち」自身も生きており、そこには矛盾や悩みとともに、さまざまな可能性や希望を内包している。「まちづくり」の営みは「まち」のめざすべき方向を、そこに暮らす人が主体的に考え、行動することからはじまる。したがって、そうした営みを生み出すために目標とする三つの理念として、「一人ひとりが自立し、安心して暮らすことができる“生き生きとしたまち”」、「地域住民はもとより多様な人の出会いと交流ができる“ひらかれたまち”」、「一人ひとりが主人公となり、さまざまな活動に参加することができる“活力のあるまち”」を設定するとともに、その具体化に向けた施策の推進が大きな課題である。

3. 基本とする視点

まちづくりは「ゴールのない営み」ともいわれるが、時代の変化や社会状況の変化に対して、その営み自身も多様性や柔軟性が求められる。

その意味で、まちづくりの推進にあたっては、そうした変化を的確に把握しつつ、直接、間接を問わずさまざまな分野からのアプローチが必要となってくる。したがって、ソフト・ハードの融合の視点はもとより、啓発、教育をはじめ各種施策の推進にあたっては、そのベースに「人権尊重のまちづくり」を位置づけるとともに、それらを相互に関連させていくことが極めて重要な視点である。

前章の「くらしづくり」で明らかにしたように、少子高齢化の進行や若年層、生活余裕層の流出などにより、地域の活力低下が懸念されるため、住み慣れた地域で安心して生き生きとくらししていくことができるまちづくりを進める必要がある。そのため、住宅をはじめとした環境の整備や地域の人々が交流し、支えあう活力ある地域のコミュニティづくり、お互いを大切にしよう「つながりのあるまち」をめざした取組みを進める。

今後は、さまざまな一般施策の活用をはじめ、具体的施策を結びつけるなかで、多角的な観点にたって支援していく必要があるが、その際、人権まちづくりセンターをはじめさまざまな公共施設が、それぞれの役割を果たしつつ、有機的な連携をもつての支援が重要である。

これまで、両人権まちづくりセンターを中心にしたさまざまな事業により、地域住民の交流は深まりつつあるが、まだまだ相互の交流は完全とはいえない。まちづくりを進めるうえで今後検討・工夫していく。以上の基本的視点に立って、具体的方策に取り組んでいく必要がある。

4. 施策の具体的方向

まちづくりのあり方についての横断的な検討

啓発、教育、保育、くらしづくりなど各分野の推進プラン進捗状況を共有するとともに、それぞれの分野における成果と課題を明らかにするなかで、まちづくりの目標と照らし評価を行い、今後の取組みに役立てる。

また、同時に地域の環境をはじめ住宅、防災、交通、防犯など、さまざまな観点から点検活動を実施するとともに、既存の公共施設など社会資源の活用について、幅広く調査・研究を行っていかなければならない。

とりわけ、生活と密着した住宅問題については、岡町北1、2棟の建替整備の検討をはじめ、改良住宅などのあり方について、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点はもとより、多様なニーズを視野に入れ幅広い検討が必要である。なお、本プロジェクトの検討や研究結果については、積極的に地域住民に情報提供を行うとともに、意見交換ができ

る双方向性を持った場づくりや仕組みについても検討する。

自主的まちづくり活動に向けた支援

同和地区内の公園改修にあたり、子どもを交えた多くの利用者の意見や考えを反映した地域住民主体の公園づくりの取組みが進められた。また、「地域福祉」をキーワードに地域住民が一体となったさまざまな取組みの展開など、住民主体となったまちづくりに向けて着実な動きがみられる。とりわけ、これまでから両人権まちづくりセンターを中心に長年取り組んできた「差別や人権のことを考える仲間づくり」に結集されてきた人びとが、そうした活動の中心的な役割を担ってきたことに着目していく必要がある。

また、自主的なまちづくり活動を生み出す土壌づくりとして、人権まちづくりセンターにおいては会議などの場の提供はもとより、総合生活相談機能の充実、地域住民の交流促進につながるような多彩な事業展開を図る必要がある。また、将来的には地域における自主的なまちづくり活動組織の立ち上げに向けて、まちづくりを意識したフィールドワークや学習会などの実施についても検討する。さらには、まちづくりのコーディネーター機能としての役割を発揮するための条件整備についても検討する。

まちづくりにかかわる各種制度の活用に向けた検討

市では、平成5年(1993年)に「まちづくり条例」を制定し、地域での市民の自主的な活動とそこへの職員の参加、支援を行う「まちづくり支援施策」という協働の仕組みをつくってきた。また、平成15年(2003年)には、協働とパートナーシップに基づくまちづくりを進める「市民公益活動推進指針」を策定するとともに、「市民公益活動推進条例」を制定した。


府においても類似の制度があり、今後、同和地区とその周辺地域も含めたまちづくりを進めるにあたって、こうした制度の活用について検討する。


特色あるまちづくりに向けて

同和地区とその周辺地域も含めたまちづくりといっても、地域によって地理的条件や実情も違う。そこで、それぞれの地域の特色や文化などについて発掘したり、再発見したりするプログラムの検討が必要である。また、そうした特色をまちづくりに生かしていくために、先駆的に取り組んでいる地域への視察も含め、調査・研究を行う必要がある。

施策等の実施スケジュール(まちづくり)

事業項目	時期 策定時	前期	中期	後期
		(平成12~14年度) (2000~2002年度)	(平成15~18年度) (2003~2006年度)	(平成19~21年度) (2007~2009年度)
まちづくりのあり方についての横断的な検討				
自主的まちづくり活動に向けた支援				
まちづくりにかかわる各種制度の活用に向けた検討				
特色あるまちづくりに向けて				

 ..実施予定

 ..実施済み

第6章 人権まちづくりセンター

1. はじめに

人権まちづくりセンター（旧：解放会館）は、同和問題の速やかな解決を図るために設置され、地区住民に対して福祉の向上や人権啓発のための住民交流のさまざまな事業を行ってきた。

推進プラン策定後、平成13年(2001年)4月に解放会館条例を改正し、施設の名称を「人権まちづくりセンター（以下、「センター」という。）」に変更し、豊中市人権まちづくりセンター運営協議会を設置した。この理由については、より多くの人と人とが出会い、つながる場、人権の視点でまちづくりを進めていく地域の拠点になるよう名称変更したものであり、また、センターの運営について幅広い意見を取り入れていくため、市民公募委員も入った運営協議会を設置したものである。

平成15年(2003年)3月に、運営協議会は、「施設の設置趣旨に沿った取組みを進め、人権教育・啓発や相談活動、地域福祉の推進など自立と自己実現を支援する拠点として、各センターの経緯と特徴を生かした活動を展開する必要がある。」と、意見書をまとめている。

「今回答申」では、「センターについては、同運営協議会から出される意見を事業運営等に反映させていく必要があるが、これまで同和問題解決に向け、取り組んできた経験や実績を生かすなかで、人権問題の学習啓発、人権情報の発信や関係機関と連携した地域住民の生活相談、自立支援、地域住民の交流を図り、人権尊重の「コミュニティづくり」を進めるための拠点として、一層重要な役割が期待される。とりわけ、子どもを軸にした、差別や人権を考える仲間づくりに、子どもだけではなく、保護者をはじめ多くの人びとが参画され、着実にその輪を広げていくことから今後もこうした活動の充実・発展が求められる。」と提起している。

また、豊中人権まちづくりセンター保育所は、地域における子育て支援の拠点として事業を進め、保育をめぐる新たな状況にも対応するなかで、平成15年(2003年)4月の機構改革にともない、全市的に同和・人権保育を実践していくために、こども未来部に移管した。

2. これまでの取組みと課題

豊中地区には昭和30年(1955年)に児童館を設置し、子どもの活動の場として、さまざまな事業を行ってきた。昭和42年(1967年)に部落解放同盟豊中支部が再建された後に、老朽化した児童館の建替え要求のなかから総合センター構想が出され、昭和48年(1973年)1月にそうした要求もふまえて豊中解放会館（現：豊中人権まちづくりセンタ

ー)を建設した。蛭池地区では昭和46年(1971年)に起きた火災を契機として解放運動が盛り上がるなかで、昭和51年(1976年)5月に蛭池解放会館(現:蛭池人権まちづくりセンター)を設置したが、その名称をめぐる紛糾した経緯がある。

センター条例では設置目的を、「基本的人権尊重の精神に基づき、差別や偏見のない人権尊重に根ざしたまちづくりを進め、同和問題の速やかな解決と人権文化の創造に資する」としている。これまでセンターは、保育所・隣保館・児童館・老人憩の家(蛭池は隣保館・児童館のみ)を持った複合施設として運営し、一つの施設のなかで地区住民の多様な要求に対応できるようにしてきた。そして、地域住民とともに、表現の機会や自主活動として、文化祭や納涼祭、平和と人権のつどい、豊中人権展などに取り組んできた。

今後、地域住民自身が地域で当たりまえに社会的支援を利用して、自立した生活をしていくという個人の権利の実現を図り、その上で地域の活力を生み出していくという地域社会づくりの一端を担い、地域住民に必要とされる施設にしていく必要がある。

[1] 地域住民の身近な相談機関

差別の結果がもたらした厳しい生活の実態を改善していくために、センターは地区住民が気軽に立ち寄ることができる「身近な相談窓口」として定着することが必要であった。職員は相談にあたって同和地区に精通している相談員と連携しながら、地区住民の個々具体的なケースに柔軟に対応するとともに、各制度の周知・利用を行うなかで、相談者と一緒に解決を図ってきた。相談内容は簡単なものから深刻かつ複雑なものまでさまざまであるが、部落差別などに起因していると思われる生活上の諸問題は画一的な対応では解決が困難な側面をもっており、総合的な対応と体系だった支援のプログラムが求められている。

[2] 生涯学習の場

センターで行われてきた講習・講座は女性の生活改善の一環として出発した。日常的な生活要求に応える講習事業であったが、地域の文化活動の推進や交流を深める役割を果たし、自主サークルの学習の場として活用され、地区住民の生活をより豊かなものにしてきた。また、センターは人権講座や学習会を開催するとともに、図書・ビデオ・パネルなど人権に関する資料の充実を図ってきた。今後、社会の変化や多様な世代のニーズに対応した学習の内容や方法の検討が求められている。

[3] 地域住民の出会いと交流の場

センターでは、地域住民が施設利用を通じてさまざまな出会いと交流を生み出すように努めてきた。同時に同和問題の理解を深めるため、各種講座、スポーツ、文化祭など周辺住民との広範な交流事業を展開し、地域連帯感・共同感を育むコミュニティづくりに取り組んできた。特に蛭池人権まちづくりセンターでは早くから同和地区の児童を軸とした自主活動の推進とともに周辺児童を含めた児童サークル活動を日常的に展開し、保育所・小学校・中学校のネットワークをもとにした交流活動がなされてきている。しかし、センターが地域の施設としてまだまだ「遠い」ものと感じている人もあり、今後、センターでは人権

を大切にしたまちづくりを進める拠点施設としての輪の広がりを図り、コミュニティセンターとして地域社会への関心を高め、人と人との豊かな関係づくりをめざす活動が重要である。

[4] 自主活動の支援

センターは地区住民の自主的・組織的活動を促進するための会議の場を提供するなどの支援を行ってきた。地区住民は教育・保育などの地域課題を地区住民自ら地域ぐるみで解決していこうとして取り組みがなされてきたが、このことは重要な意味を持つものである。センターが存在することで、各種の地域活動が活発に行われ、広がりや深まりをみせてきている。

今後、ボランティアをはじめ、自主サークルの新たな組織化の働きかけや情報の提供など積極的に支援をしていくことが求められている。

3 . 基本とする視点

これまでセンターでは同和問題はもとより部落差別の結果生じたさまざまな生活課題の解決に向けて取り組んできた。また、自治会をはじめ関係団体や機関と協力し地域交流事業などを進めてきた結果、交流の輪が着実に広がりをみせている。

今後センターが果たすべき役割は、これまでの取り組みをふまえながら、総合行政としての同和行政を地域においてどのように展開していくのか、さらには、差別のない豊かな人間的なまちづくりをどのように支援していくのかなどの課題に対応していくことが求められている。

また、センターが「福祉と人権尊重のまちづくり」のためのコミュニティセンターとして、地区住民が地域社会で孤立することなく、住み慣れた地域で安全かつ安心して自立した生活ができるように、取り組んできた多角的な支援方策や福祉サービスの拠点的功能が従前にも増して要請されている。そのため、センターは、一人ひとりの人権が尊重され、自己実現できるような地域社会づくりにむけて活用されるとともに、地域住民の交流の拠点として一層発展させていく必要がある。そして、センターの活動実践が他の地域のモデルとなるような先駆的役割を果たしていかなければならない。

これまでセンターで実施してきた事業については、社会の変化や地域ニーズをふまえた上で、充実・発展していくもの、大きく転換していくものなどについて明らかにする必要がある。また同時に、センターが地域で必要とされる施設でありつづけるために複合施設としての特長を生かした事業展開についても十分考慮していく必要がある。

センターでは多様化する住民ニーズを把握し、さまざまな悩みや相談に対してより多角的な観点から支援を図っていく継続的で総合的な相談機能を充実することが求められている。その際、センターだけで地域課題を解決できない場合、各行政機関などの対応があればより効果的であることなどから、関係機関との連携をさらに強化し、コーディネート

機能を発揮することが重要である。

また、地域交流の取組みは、これまでの事業によって徐々に進展をみているが、不十分な面もあり、より広がりのある事業の工夫や改善を行い、地域住民の交流拠点としての開かれたコミュニティセンターとして発展していく必要がある。そのためセンター職員自身が人権情報の発信者として、地域住民のさまざまな自主活動の支援者として、一層の役割を果たしていく必要がある。

こうした取組みを進め、真に差別のない豊かな人間関係が育まれたまちの実現、すなわち「人権文化のまちづくりをすすめる条例」の具体化をめざし、地域から発信していく拠点となっていく必要があり、これまでの考え方や枠組みを越えた事業展開も必要な段階になっている。啓発をはじめとした各分野との整合性も視野に入れ、今後のセンターのあり方について検討を進めていく。その際、経験やノウハウを有する団体や当事者の参画した自主運営や開館日について留意しておく必要がある。

4．施策の具体的方向

[1] 隣保館事業

隣保館運営要綱は、平成14年(2002年)に改定され、隣保館を「地域社会全体のなかで福祉の向上や人権啓発における地域の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うものとする」と規定した。また、大阪府ではこれを補完・充実させるために総合生活相談の制度を発足させている。

同和問題の解決に向けては、地域住民の交流を促進し、一体となったコミュニティを形成することが重要であり、そのためには地域住民が協力してまちづくりを進めていくための協働の関係を構築することが重要である。

一方、平成13年(2001年)9月の大阪府同和対策審議会答申では「これまでの同和地区のさまざまな課題は、同和地区固有の課題としてとらえることが可能であったが、同和地区における人口流動化、とりわけさまざまな課題を有する人びとの来住の結果、同和地区に現れる課題は、現代社会が抱えるさまざまな課題と共通しており、それらが同和地区に集中的に現れているとみることができる」と捉えられている。地域には「困難を抱えた人々の滞留」や「高齢化が進行し、介護や援助を必要としている人々が増大している」等の状況がある。地域福祉の推進という視点から、このような問題・課題に対応していくことが社会福祉施設としての隣保館の存在をより明確にするものといえる。

(1) 相談事業の推進

センターではこれまで同和地区において、すぐに対応できる意味での即時性と一人ひとりに寄り添って継続して支援していくという親密性・継続性を発揮しながら、保健、福祉、医療あるいは高齢者、障害者、女性、子どもなどの領域を越えて、総合相談活動を行って

きた。いくつもの生活課題を抱えている人でも、センターへ相談すればそれぞれの専門機関につながり、連携を取り合うことによって、スムーズに適切なサービスを利用できるという活動実績を積み重ねていくことが大切である。

センターが独自の事業を実施することにより、地域住民と接することができ、より多くの相談の利用につながる。両センターで行っている保健福祉活動や地域交流事業、豊中人権まちづくりセンターで行っている居宅介護支援事業によってより実効性のある相談活動につながっている。今後もより多くの地域住民と接点を持つ活動を創出し、校区の福祉委員会とも連携しながら、地域の人々が安全で安心できる地域社会を実現するライフセーフティネットの構築につなげていく。

(2) 地域交流事業の推進

人と人との豊かな関係を創造していく地域づくりが、同和問題解決には重要であり、そのためにセンターでは地域交流事業に企画段階から住民参加が得られるように実行委員会形式として実施してきた。そして、交流事業への参加を呼びかけることによって、センターを利用した自主サークルの活動も広がってきている。

今後、コミュニケーションを深める継続的な取組みを通じて、地域住民が協力し、自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築していけるように、交流の場として定着させていく必要がある。また、地域での福祉推進の諸活動を積極的に支援していくことも重要である。

(3) 人権情報発信機能の充実

センターはこれまでからセンターだよりやちらし、掲示板等を活用して情報提供を行ってきた。しかし、限られた地域のみで情報の内容も行事案内が中心であった。今後、センターは同和問題をはじめとするさまざまな人権学習の場として、同和・人権課題学習機会の提供や機関・団体等の同和問題学習支援、ホームページの管理・運営、センターだよりの発行等を推進し、人権情報発信機能をより強化していく必要がある。

(4) ネットワークの推進

センターは、地域の団体や機関と連携することによって、ネットワークを生かした各種行事の推進に一翼を担ってきた。

相談にかかわったの関係機関との連携については、継続的相談援助事業を実施し、支援方策検討会議やケース検討会を開催して担当者の出席を得ている。また、他の機関が主催する地域ケア調整・連絡会や保健福祉連絡委員会等に構成員として参加している。今後も関係団体や機関との連携・協働によって各種事業を実施していく必要がある。

[2] 児童館事業

青少年の健全育成と人権教育の推進事業は、大阪府内では青少年会館で事業展開されているケースが多く見られるものの、本市においては児童館にこの機能を位置づけている。

今後の青少年会館のあり方については、府レベルで『同和地区青少年会館のあり方検討会』で検討が重ねられ報告が出されている。その報告のなかで、これまで特別施策として同和地区を対象としてきた事業を、周辺地域に広げた一般施策として青少年の育成事業を推進することとされ、多様化する学習ニーズへの対応、地域交流の促進、自主活動へのかかわり方が提起されている。

大阪府は、平成12年度(2000年度)にこの提起をふまえ、これまでの「同和地区子ども会活動費補助事業」、「社会教育活動費補助事業」等を見直しのうえ再構築し、府「地域青少年社会教育総合事業」を一般施策として創設した。以後、児童館においては、一般施策として青少年の健全育成と人権教育の推進を趣旨とするこの制度を活用し、基本的には地域を対象としながらも市全域を対象とした児童館事業を進めている。

この間、豊中人権まちづくりセンター(旧:豊中解放会館)では「解放会館サークル活動」、蛍池人権まちづくりセンター(旧:蛍池解放会館)では「児童館サークル活動」として、周辺児童を含めた児童活動及び遊び・文化・スポーツ・学習活動などの取組みを進め、青少年一人ひとりの豊かな感性を育み、差別のことを共に考える仲間づくりを進める重要な役割を担ってきた。

また、高校生・大学生等は、自らの自主活動の拠点とする一方で、青年指導者として子どもたちの活動に継続的にかかわっている。

平成13年(2001年)4月の解放会館条例の改正にともない、児童館では、これまでの取組みで培ってきたノウハウを生かし、人権意識を大切にする青少年の育成と青少年を取り巻く自発的な地域活動の支援がより一層求められている。

具体的には、

- 人権や差別のことを共に考え・支え合える青少年の“仲間”づくり
- 人権を軸に“つながり”を大切にした生涯学習社会での“生きる力”の養成
- 子育てや子どもの育ちにかかわる保護者や地域住民及び関係機関等の“ネットワーク”づくり

などを通じて、地域青少年活動と保護者をはじめとした地域住民や関係機関・団体等の自発的な活動の支援がより一層求められている。

(1) 運営の基本姿勢

「子どもの権利条約」の基本的精神にあるように、青少年一人ひとりを多様な個性や能力をもつ人格として尊重し、豊かな感性を育み、自分らしさに自信を持ち、社会の変化に対応できる能力を養っていくことを軸に、個性・違いを認め合った青少年の“つながり”づくり、子どもたち自らの興味や関心を大切にした自主的・主体的なさまざまな活動を進め、子どもたちの可能性を伸ばしていく活動を支援する。

一方では、家庭・地域の教育力の向上を図るための支援の一環として、保護者や地域住民・市民への家庭教育に関する学習機会や子育ての悩みを相談する機会の提供など、生涯学習社会のなかで地域住民・市民と協働した子育て・子育ての支援を行っていく。

「地域青少年社会教育総合事業」を中心に各事業の実施にあたっては、「人権まちづく

りセンター運営協議会」意見書を尊重しつつ、これまでの両児童館活動の経緯と成果及び特徴を生かし取り組んでいく。特に、同和問題をはじめとした人権問題を共に考え、地域住民・市民と協働した「人権文化のまち」の実現をめざし、豊中人権まちづくりセンターにあっては児童館クラブ『ネット』をはじめとした事業と地域住民の自発的・主体的活動の支援、蛍池人権まちづくりセンターの児童館としてのクラブ活動をはじめとした事業との取組みの支援とともに、地域の諸課題解決への支援の一環として保護者・地域の自発的・主体的な活動を支援していく。

これらの事業を通じて、一人ひとりがすべてのものとの“つながり”を学び、自信・達成感・自尊感情を培い、自分で考え・選択し、責任ある行動ができる力を育てていく。

(2) 地域の諸課題解決のためのネットワーク

今日の青少年を取り巻く状況は、核家族化、地域での大人と子どもの“つながり”の減少など、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている。府や市内の関係機関、市民・事業者・NPO等との交流を図りながらネットワーク化を推進し、地域の諸課題の解決を図っていくことが大切である。このため、社会教育施設をはじめ、府・市内の関係機関等との一層の連携を図り、青少年の育成や地域活動の支援を進めていく。

・地域における青少年育成機関のネットワークの推進

核家族化・少子化の進行など、社会情勢の変化のなかで、差別発言やいじめ・不登校など子どもをめぐる厳しい実態をふまえ、このような事象に対する児童の認識や行動の分析を関係機関とも連携し進めていく。また、校区ふれあい推進委員会の取組みを継承し、総合的教育力活性化事業の取組みなど、地域における人権を軸にした青少年のネットワークや総合生活相談事業と連携した子育て相談・子育てネットワークの推進を図る。

・豊中市における青少年育成機関のネットワークの推進

児童館は、市全体としての青少年育成機関とのネットワークを推進することが一層重要になっている。青少年育成機関との“つながり”を強め、相互の取組みや情報交換を行うことによって青少年の育成・活動の支援を図っていく。

児童館は、人権意識を大切にす青少年の“つながり”づくりの機会を提供するとともに、青少年を取り巻く保護者や地域住民及び関係機関等の自主的・主体的な“つながり”づくりの活動を支援し、教育と福祉で差別や偏見のない一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現をめざす。

5. 推進体制の整備

(1) 調査研究

センターは地域の実態や課題をもとに事業を進めていくことから、日常活動、特に相談

事業を通じて地域の状況を把握し、課題を整理することによって、社会資源の有効・適切な活用につなげてきた。また、大阪府総合福祉協会の研究事業にかかわるなど施設のあり方や事業内容を研究してきた。今後も重要な活動として、地域の実態把握、地域住民のニーズ調査、地域の歴史の調査研究、啓発資料の作成などに取り組んでいく。

(2) 職員の適正配置と専門性の向上

センターは、時代のニーズに応じながら多様な事業展開を行い、地域住民の活動と交流の拠点となるコミュニティセンターとして発展させ、福祉・人権・教育事業の推進を図る上で、職員の適正な配置と専門性の向上が不可欠である。また、センター事業の目的達成のために、地域住民が行う諸活動を支援していくために職員と地域住民のつながりが必要であり、連絡調整の活動が求められている。このため、職員の学習や経験を積む機会を増やしていく。

(3) 施設・設備の整備

コミュニティセンターにふさわしい施設として事業の質や内容を高めるために、施設・設備の整備は重要である。また、誰でもが利用しやすい施設とするために蛭池人権まちづくりセンターにエレベーターを設置して利便性を高めていく必要がある。

また、センターはもともと事業の対象地域を限定していたため、駐車場や駐輪場が狭く、来館者に不便である。より広範な地域からの利用増を図るためにその整備をしていく必要がある。


(4) 地域住民参加のセンター運営


これまで、運営協議会や運営委員会での協議や事業の具体的な内容を検討するための各事業実行委員会に地域住民の参加を図ってきた。地域住民がそれぞれかかわって参画していくことにより、事業内容も豊かになり地域住民の理解が得られてきた。今後もより有効に機能するように参加の方法や内容を検討していく。

施策等の実施スケジュール（人権まちづくりセンター）

時期 事業項目	策定時	前期	中期	後期
		(平成12～14年度) (2000～2002年度)	(平成15～18年度) (2003～2006年度)	(平成19～21年度) (2007～2009年度)
相談事業の推進 (隣保館)				
今後のセンターのあり方 についての検討 (運営体制・開館日・名称 問題・保育所のあり方な ど条例改正も含め)				
施設整備の検討				
地域の諸課題解決 のためのネットワー ク設置(児童館)				
地域交流事業の推 進(隣保館)				
人権情報発信機能 の充実(隣保館)				
ネットワークの推進 (隣保館)				
推進体制の整備				

表の太線から下は改訂時に追加した事業

 …実施予定

 …実施済み

